

第二十二回 参議院農林水産委員会會議録第十号

昭和三十年五月二十四日(火曜日)午前
十時三十分開会

委員の異動

五月二十日委員亀田得治君辭任につ
き、その補欠として河合義一君を議長
において指名した。

出席者は左の通り。

委員長 江田 三郎君
理事 秋山俊一郎君
戸叶 武君
千田 正君

委員

青山 正一君
池田宇右衛門君
大矢半次郎君
重政 庸徳君
関根 久藏君
田中 啓一君
飯島通次郎君
奥 むめお君
薄口 三郎君
森 八三二君
河合 義一君
清澤 俊英君
三橋八次郎君
森崎 隆君
東 隆君
棚橋 小虎君
菊田 七平君
政府委員
外務省参事官 寺岡 洪平君
外務省ア
ジア局長 中川 融君

農林省農地局長 渡部 伍良君
水産庁長官 前谷 重夫君
建設省計画局長 洪江 操一君
事務局側
常任委員 安楽城敏男君
会専門員 倉田 吉雄君
常任委員 林 達磨君
会専門員 常任委員 林 達磨君

説明員

外務省ア
ジア局長 鶴見 清彦君
通商産業省 大堀 弘君
通商局長 次長 弘君

本日の會議に付した案件

○農林水産政策に関する調査の件
(第六あけぼの丸沈没事件及び第三
十一、第三十二山田丸沈没事件に関
する件)
(海馬島における難破漁船に関する
件)
(オットセイ保護条約に関する件)
(海苔の輸入に関する件)
(開拓融資保証法の一部を改正する法
律案(内閣提出))

○委員長(江田三郎君) ただいまから
農林水産委員会を開きます。

まず最初に第六あけぼの丸の沈没及
び山田丸沈没事件の件を議題といたし
ます。
本年二月長崎沖において第六あけぼ
の丸が韓国フリゲート艦によって衝突
沈没をせしめられ、乗組員二十一名が
死亡しております。また昨年十一月シ
ナ東海において第三十一山田丸、第三

十二山田丸が国民政府所屬の艦艇に銃
砲撃を受け沈没し、乗組員七名が死傷
しております。いずれも賠償その他責
任ある措置がとらるべきであると考え
られますが、韓国並びに国民政府との
交渉の状況についてまず外務省から説
明を聞くことにいたします。

○説明員(鶴見清彦君) それではただ
いま委員長から御指摘のありました第
六あけぼの丸の衝突事件に関する韓国
政府側との折衝状況につきまして御報
告申し上げます。

ただいま委員長から申されましたよ
うに、本年二月の十四日に長崎県の沖
合におきまして、韓国の海軍フリゲー
ト艦PF61号と日魯漁業の第六あけぼ
の丸が衝突いたしました。第六あけぼ
の丸が衝突いたしました。第六あけぼ
の丸の二十五名の乗組員中二十一名の方
が行方不明になられたわけでありま
す。この件につきましては、さっそく
国内の関係諸官庁にも連絡いたしまし
て、いろいろ事件概要の調査その他も
お願いいたしましたわけでありま
す。事件直後におきまして、二月十八
日に在京の韓国代表部の公使から外
務大臣あてに被害者及びその家族に対
して深い弔意を表するといふ趣旨の書
簡が参つております。この書簡の中に
は、補償問題、あるいは賠償問題とい
うのは全然触れておりませんが、取り
あえず被害者の乗組員の方々に深厚の
弔意を表するといふことを二月十八日
に大臣あての手紙で申し入れてきてお
ります。ただいま申し上げましたよう
に、海上保安庁あるいは水産庁にお願

いたしまして、当時のこの状況あるい
は損害の程度といふものにつきまして
調査をお願いしておいた次第でござい
ますが、三月三十日になりました。そ
の調査結果が一応まとまりました。そ
の調査結果を公文にいたしました。韓
国政府側の方に申し入れを行いまし
た。国内の関係当局の調査によりま
す。当時のPF61号、第六あけぼの丸
の衝突の、何と言いますか、直接なる
真因あるいは原因といふものが必ずし
もはつきりしない。従つて責任が明確
に韓国側のPF61号に帰するかどう
かという点が、先方のPF61号側のい
ろんな状況を具体的に聞かないと、
はつきり出てこないといふような状況
でございましたので、三月三十日に申
し入れの公文の中には、まず第一にPF
61号の当時の行動状況につきまして
具体的に韓国側の調査結果を知らして
もらいたいといふことが第一の段階に
出ております。第二の段階といたしま
して、日本側水産庁その他で調査して
いただきました第六あけぼの丸に伴う損
害といふものが約一億八千万円になる
といふことを、損害をあげまして、と
にかくこういふ損害が生じておるとい
うことを先方に通告いたします。こと
に、衝突の事後処理におきまして韓国
のPF61号の方でとりました措置が必
ずしも十分でなかったと思われる節が
多分にありましたので、たとえば衝突
すぐに日本側に連絡をしなかったとい
う点、それから救助のランチをおろし

ましたけれども、そのランチが一人ず
つ救助してはまた本船に引返して、
また救助に来るといったような状況で、
救助の措置が必ずしも万全の策が講ぜ
られていなかった点が認められるとい
う点を指摘しまして、先ほど申し上げ
ました一億八千万円の損害を提示いた
しますとともに、そういう状況であ
りますので、適切な補償が行われる
ことを期待するといふ趣旨の申し入れ
を行なっております。その申し入れが行
われましてあと、韓国側からは正式に
は何らの意思表示もございません。私ど
もいたしましては、とにかくまず韓
国側の調査結果といふものを知らして
もらいたいといふことを連絡いたして
おりますが、今までのところ正式な
回答といふものは参つておりません。
しかしながらその四月初め以来二、三
回外電が伝来するところによりま
す。韓国の海軍の方では韓国のPF61
号は権利船であつて全然法律的責任は
ないといふことを言つておりますが、
これを裏付けする具体的資料といつた
ものは全然わが方には正式には通知し
て参つておりません。また四月の下旬
あるいは本月五月の上旬の外電によ
りますと、韓国政府の方では見舞金と
いいますか、死亡乗組員に対する弔慰金
として一人当り二百ドルを支払う用意
がある、もし日本側で韓国側の責任と
いふものを追及しないならば、二百ド
ルずつ一人あたりに弔慰金として支払
う用意があるといふことが伝えられて
おります。この点につきましても何ら

韓国政府からこの韓国代表部を通じまして正式に日本政府に対して意思表示があつたわけではございません、ただ外電がそういうふうには伝える程度でございます。

以上が第六あけぼの丸につきましましての韓国側との折衝経過でございます。簡単にございしますが、御報告を終わります。

○秋山俊一郎君 ただいまのお話によりますと、いまだ何ら正式の回答もなしにただこちらから要求といひますか、通告を出したのに対して、やりつ放しの状態になつておるといふようなことでありますが、こういうことでは今後日本の船舶が安心して航海もできないという形になりますので、いさ少しく外務省としては、日本政府として特に嚴重に交渉をしてこの問題の解決を促進しなければならぬのじゃないかと思ひます。今のお話によりますと、ただ私ども新聞では今お話のように見舞金程度のもを出す意向があるのかのとき記事によつて承知をしておる程度であつて、今日までほとんど何らの進展を見ていないということで、非常にわれわれも遺憾に思つておるのでありますが、三月三十日にこちらの日本側の調査の結果、結果を申し入れ、同時に韓国側のフリゲート艦の当時の航行状態等について照会をしても何らの回答がない、その後において政府はどういうふうには韓国側に折衝をしておられますか。ただ外電の報ずるところにのみよつておるのであるか、そのまゝになつておるのであるまいか。その点ちよつとお答え願ひたいと思ひます。

○説明員(鶴見清彦君) その点に關しましては先ほど申し上げましたように一人当り二百ドルの見舞金というようないことが外電に伝えられておりますが、政府といひましてそういう点について韓国側にどうなんだということに照会することは、むしろ策として適当ではないといふふうにまあ判断いたしております、まず先ほど申し上げましたように、第一段階としましては韓国側が当時の衝突事件の調査結果というものをとくまづ日本側に知らしめてもらいたい、その点を早く追及いたしまして、それによつてさらに先ほど申し上げましたようににはつきりした明確な責任の歸趨、あるいは衝突の原因といふものが日本側だけの調査では必ずしも明確でないという状況でありますので、まず韓国側の調査結果というものを、詳細な調査結果をもらつて、それに基いてさらに折衝を進めて行きたいといふ考え方に立つております、従つて早く調査結果を日本側によこすようにといふ線でもつて韓国側には折衝をいたしておる次第でございます。

○秋山俊一郎君 その折衝の状況なんですがね、もちろん衝突でありますから両方がぶつつかつたんだから片一方だけでは十分でないことはわかりますが、こちらからの調査の結果を申し入れて向うの回答を待つておるが、回答がない、それではその間にどういふふうな折衝をしておるか、ただこの金公使と電話かなんかの交渉であるか、そういうふうな交渉の実態を聞かしていただきたい、何回ぐらいいやつておるか。○説明員(鶴見清彦君) その点につきましては公文を正式に出して、金公使

を次官が呼びまして、出したものが三月三十日でございますが、それ以後は正式に金公使を招致したりあるいは柳参事官といふものの来訪を求めて督促をするといふようなことはやつておりませんが、事務的な段階におきまして韓国代表部の方に対し電話連絡等によりまして回答督促の措置をとつております。

○秋山俊一郎君 その点ですが、もう少し私は事務的になしに、もつと上の方から金公使なりあるいは柳参事官等を何べんでも呼びつけて、それを一つ督促をして進行されるという御意思はありますせんか。どうもこういう状態で、たとえ向うが艦船であつても日本の船を沈めた多数の人命まで失せてそれで僅か二百ドルくらいの見舞金なら出そうといふことはなめた話だ、もつてのほかだと思つて今少くも日本は強硬な態度でもつてそれを判明させるなら判明させるような、もう少し強く交渉をしてもらいたい。これは単に一漁船といふわけに行かないと思ふ。日本の國威にも關する問題である。これをいつまでも今度は事務的に電話連絡をやつておつたのでは、なかなか片がつかない。あとに聞きしたいと思ふが、台湾の問題でもそうですが、もう少ししつかりした腹を据えて交渉をしていただかなければ、朝鮮との問題はいつ進展はしない、こういうふうなたがひ重なる朝鮮の何といひますか非常に非友好的な扱い方に対して、われわれは非常にふんまんを抱いてゐる。もう少し上層部の方において交渉をされたいといふことはないですか。

○説明員(鶴見清彦君) 今秋山委員の御指摘のありました次第でございますが、御期待に沿うように私もいたしたしまし努力いたしたいと存じまするが、冒頭に申し上げました通り明確な責任の歸趨といひますか、それから衝突の明確な原因といひますか、その点で先方の調査結果を待たないとはつきり出て来ないといふことがありますので、いわゆる賠償、補償という面におきましてはまずそれをとることに全力を注いでいる次第でございます。しかしその点につきましてはさらに上司ともよく打合せをいたしまして秋山委員の御期待に沿うように努力いたしたいと存じております。

○秋山俊一郎君 もうすでに事件が起きてから三カ月を経過しております。そして日本側で調査した結果を通報しておるのに、向うから何らの回答もなければ措置も講じておらんといふことは、われわれは非常に不満であります。それで、もし先方の艦船の航走状態その他衝突の当時の状況を報告しろといふことであれば、それを追及して、その報告を早く出させるというこゝによつて解決の一段階を画することになるのではないかと思ふ。われわれはその実態がわからないのにただ要求しろといふのではありません。そういうふうな調査を要求しておるなら、その要求に対する回答を迫るべきで、強く迫らなければ、事務的に下の連中が電話で話しておるくらいでは、私は進展しないと思ふ、政府として考えていただきたい。その点は私は強く要望しておきます。

○千田正君 関連しましてお尋ねいたしますが、これは鶴見さんがこういうことにお答えなさることが妥当であるかどうかそれはあなたの判断でやつて

もらいたいが、問題は、今のようない体的な問題と少し離れますが、いわゆる韓国との問題は何か一つ解決されておらないが、外交折衝をする際に、貿易とか通商の問題も裏付けの問題として交渉しておられるのですか。それは朝鮮の問題で今この農林水産委員会の問題となつておりますが韓国ノリの輸入の問題があるのです。いつでも原始産業は、こういうふうには李承晩ラインの問題、竹島の問題あるいは今のようないわゆる不法事件によつて一番迷惑をこうむる、損害をこうむつておるのは、こういう漁民のいわゆる原始産業に携わつておる者である。ところが一方においては、日本政府としては韓国からノリを入れて、その一方で一方こうした生産漁民に対する圧迫を加へようとしておる。これが政府の一貫した外交政策とわれわれは認められない。そこで今この問題のようなものが三カ月になつてもなお解決がでない。ちつとも朝鮮との、いわゆる韓国との問題の解決は一つとしていつておらないのですが、一体外交折衝をする際に、そういう貿易、通商の問題も裏付けの問題として交渉しておるのですか、どうですか。それは全然、ちつともやつておらないのですか。これは通産省が勝手にやるのだと、こういうふうな建前で日本の外交交渉が行われておるのですか、どうですか。その点はあるの知れる範囲内でもいいですからお答え願ひたいと思ひます。

○説明員(鶴見清彦君) 今千田委員から御指摘のありました点でございますが、ノリの輸入の問題につきましましては、私は直接の所管ではございません

が、韓国との関係全般につきましましては、私どもの考えをいたしましては、できるだけ一つ一つの問題を片づけることに努力いたしまして、そして全般的の下地、全般の日韓両国間の懸案になつておりまする会談再開といひますか、それによりまして諸懸案を解決して、日韓関係を正常関係に持つて行くといふ、そういうための下地として、一つ一つのものを除々に、できるだけ解決して行くといふ考え方を立ててやうておる次第でございます。従いましてそういう観点に立ちましてこれを動かして行きたい。従つてこの第六あけぼの丸の問題につきましても、何といひますか、日韓両国間の摩擦の一つでございますから、そういう問題を早く解決するように、従つて韓国側に對しましては、そういうものを早く解決することが一つ一つの下地を作つて行く上に必要なことであるといふことでも進めて行きたい、そういうふうに考えております。

○秋山俊一郎君 ただいまのお話の中に何か韓国の権利船といふのですか、であるから韓国側に責任がないといふことを外電で報じておるといふことをおっしゃつておりますが、その点をも一度……

○秋山俊一郎君 もしそういうことを言うならば、もうすでにある程度の衝突當時の状況といふものはわかつていなければならぬのです。ただそういう一言ぐらゐのことによつて責任回避をするといふことでは納得が行かないのです。そう言う限りにおいては、當時の状況は韓国にもわかつておるわけですから、その状況を詳しく日本に通報してやるべき、回答してやるべきだと思ひます。そういう場合にも、まあ外電でも正式にも申し入れたわけでもないのですけれども、とにかくそういう新聞報道等によつて事が起きてくるのでありますから、そういう場合にも早速それによつて交渉を始めるべきじゃないか。ただ最初に三十日に調査を依頼したのみで、單なる電話連絡くらいでは、従来の朝鮮の態度から見れば決して進展しないと思ひます。これはアジア局長お見えになりましたから、私はこの問題が單に下で事務的にばかり交渉しておつても、とても進展しない、政府としての態度をきめて一つ交渉してもらわなければ、殺されたら殺されたらで、沈められたら沈められたら、あるいは拿捕されたものは歸つてこないといふたような、まことに不都合きまゐる態度であると思ひます。もうあんまりいつまでも隠忍しておつてはいけません。もう少し強硬な態度で臨めなかつたら、かように考えるのです。局長の御意見はいかがですか。

○政府委員(中川融吉) お説ごもつてもございまして、われわれもこの船の衝突、沈没事件につきましては、ただいま第五課長から御説明申したと思ひますが、早速手を打つという措置をとつたのであります。そのとき韓国側に対しては、こちらの海上保安庁、水産庁の調査に基きまして、當時の事情といふものを詳細に説明した資料をつけまして、これに對して適切な補償の措置をとるやうにということをお願いしたのであります。外務次官が韓国公使を呼びまして口頭で申し入れ、同時に正式書類を手交したのでございまして、韓国側も至急研究しようといふことであつたのであります。その後の今に至るまで正式回答はございせん。しかしながら機会あるごとにこれについては先方の注意を喚起いたしまして、私も直接韓国の参事官と会談いたしまして、この点につきましてしばしば注意を喚起しているものであります。先方の状況は、新聞報道等にもときどき出ておりましたが、おつたやうであります。しかしながら謝金を払うといふことについて、正式の申し出はまだございせん。なおその際の際の金額につきましても、新聞の報道程度でございまして、的確なことはわれわれにはまだ通報されてないものであります。私といたしましては、この事件の重大性にかんがみまして、通例……通例といふことは十分話しまして、日韓関係の打開という見地からみしても、至急にこれの実際的かつ適切な解決をはかることが必要であるといふことを強調していただいております。韓国側におりまして、全然これを拒否するといふような態度ではないやうでございまして、何らかの考慮を払ひ考えておるやうでございまして、目下先方にお

いて依然研究中であるといふことによつてございまして、引續きましてあけぼの丸事件の解決につきましては、最大の努力を払いたいと考えております。

○秋山俊一郎君 もう一点、これは台湾の擧げられた事件とも関連のある話であります。あるいは政府が共産主義國、ソ連あるいは中共等との友好関係といひますか、国交正常回復といふやうなことで、非常に力を入れておられるが、同じ自由國家群の最も近接した事件については一向力を入れてないやうに思ひます。私は遠方でもいいけれども、手近なところを、もう少し力を入れてやるべきじゃないか、かように考える。一番手近で最も問題をよつちゅう引き起して、大きな損害を受けている問題は一向進展しない、遠方のところにはずいぶん力を入れておられるやうな現政府の態度であります。私は同時に手近な問題に大きな力をもつて解決していくことが先決じゃないかと、かように考えるのです。政府としても韓国問題は一つ腰を入れてやつていただきた、こゝろいふことを要望します。

○委員長(江田三郎君) 續いて山田丸の事件の御説明をお願いします。

○政府委員(中川融吉) 第三十一及び第三十二山田丸が、昨年の十一月の末に大陳島沖におきまして国籍不明の軍艦により攻撃を受けまして沈没した、非常な損害を受けたのでございまして、死者一名を出しまして、負傷者も相当数出しました。非常な損害を受けたのでございまして、これにつきましては、その当時本委員会においても御説明いたしました。日本側といたしましては、発生當時の事情といふものを詳細に調べまして、時間の関係その他詳細に調べまして、その資料を全部これを國民政府に提出いたしまして、われわれが見るところでは、どうもこれは國民政府の軍艦がやうどその同じ時に大体同じ場所であつた軍艦群を攻撃して二つの船を沈めた、こゝろいふ発表がございまして、それと同一事件であると思はれる。先方の調査した内容とわれわれの調査した内容とは、発生した場所におきまして若干の食い違いがございまして、これもせいぜい十海里といふ程度のものではないかと思ひます。何らかのこれは観測の間違ひか何かによつて起きた災ひではなかつたかと思はれますので、その点を十分納得の行くやうな、できる限りの説明資料を作りました。先方に調査を求めたのであります。先方もこの点について至急調査しようといふことでもございまして、その後先方から参りました回答では、調査した結果、國民政府の海軍が行いました攻撃の結果日本の漁船を沈めたといふ確証を発見し得ないといふ返事が参つたのであります。それに対しては、こゝろいふことは、それは言つてもあつた調査の結果がほとんど符合しておるではないか。おやが發生地点が若干差異があるだけであり、しかもそれいろいろな状況、そのとき國民政府の軍艦から見れば、いわば實際の戦艦に當つておつたといふ考えであつたわけでありまして、自然に観測等においても必ずしも詳細を期し得なかつたのではなかつたかといふことで、さらに再考を求めると同時に、とにかく的確に地点が例へば合致しなくても、大体これは常識的に見て國民政府の軍艦がしたその行為の結果起きた同一事件

ば、その点に重点を置きまして交渉を続けるということによって、打開の道が出るのではないかと、かように期待しておるのではないかと。特に交渉の内容なり、やり方なり何なり、その他においてまずかつたというところは心当りがないのでありまして、文書による正式の申し入れをいたしますと同時に、口頭によってさらにそれを引續いて注意を喚起し、さらに回答を促すというような方法をとってきておるのでございまして、特に交渉のやり方がまずかつたというようなことはなかつたと思ふのであります。

○秋山俊一郎君 今のお話、海軍と国民政府とが別個のような感じがするのですが、少くとも国民政府の名をもつて日本に通告してきたものであるならば、今の海軍の報告を取り次いだというふうには考へるのは少し甘過ぎはしませんか。私は少くとも国民政府として申し入れた以上は、責任は国民政府にあるのでありますから、それは十分検討して出てきたものと思ふ。それで海軍と蔣政権が別個のものではないのですから、そういう考へ方は私は非常に甘いと思ふ。これはあくまでも国民政府の意思によつて出たものという観点から、強い交渉をしていただかなければ、別個のものは考へられぬと私は考へる。しかしその間に何かそういうふうな言いわけでもあつて出したのなら別でなければ、そういう不見識なことは、幾らこれは国民政府でもやらぬと思ふ。

○政府委員(中川融吉) 今国民政府の海軍との関係ということ、ちよつと中へ突つ込んだような観測をいたしました、それは交渉の当初から外交官

では、本件は海軍の事項であるから海軍に調査を依頼するということを言ひ、さらに催促をすること、いや、軍からまだ調査の結果が出ないというやうなことを言つて、さらに回答に當つては、海軍で調査した結果こうであつたというやうな回答をしてきた経緯がありますので、私は本件については、ほとんどその内容の大部分が、国民政府海軍の調査の結果を、取り次いできていることではなからうかというふうには観測したのであります。その観測を申し上げたのであります。もとより正式には国民政府外交部の名前できているのでありますから、もちろんだいたいま御指摘にありました通り、国民政府としての正式な回答とするべきであります。しかしながら交渉するに當つては、どこかに何とか道を見つけて、それを利用しながら交渉を推進するというのが、やはり方法でございまして、その方法に亘つてちよつと御説明申し上げたわけでありまして、もちろん表面的、形式的に申し上げますれば、これは国民政府の回答になつております。

○千田正君 今の秋山委員の質問に関連してお尋ねいたしますが、ただいまのアジア局長のお話であると、今後とも交渉を続ける、こういうお考への上でありますが、この際所信をはっきりしていただきたいと思ふのは、御承知の通り台湾政府は国交を回復しないとか何とかという政府でなく、日本との友好の関係をあるところの政府であり、しかも平和裏のうちの問題であつて解決できるものであるとわれわれは感ずるのです。しかし今までのお答によるといふと、どうもやむや

に、この問題が没になりそうなき感が深いのです。あなたの所信としまして、これは外交問題として、あくまでこの解決はできるのだ、やるのだという御決意があるのですか、どうなんですか。

○政府委員(中川融吉) 日本と中華民国とは友好関係にあるのでありまして、しかも大体におきまして同じ自由国家群と称せられるものの中にあるというわけでありまして、当初からこの山田丸事件はそういう客観情勢のもとにおきまして、しかも調査の結果、先ほど申し上げました通り大体において事実が符合しておるのでありますから、たとえ確な最後のきめ手である証拠がなくても、何とか話し合ひによつて、大局の見地から片づくものであらう、また片づけるべきものであるという考へに基きまして、折衝してきたのであります。最近の先方からの回答というものが、ただいま御報告申し上げました通り不満足なものであつたのは、はなはだ遺憾であります。しかしこの客観的な情勢というものは、依然として存在するのでありますから、その情勢に基きまして大局的にこれの交渉を続けることによりまして、解決ができるであらうと私は考へております。またそういう信念のもとに、この交渉に當つて行かなければならない、かようにも考へております。

○委員(江田三郎君) それでは次に海馬島における難破漁船の件を議題にいたします。

去る四月十八日ソ連側から外務省に、樺太の海馬島において日本漁船が難破し、乗組員四名の死体が漂着して

いるという報告があつたのであります。この問題について発言を求められておりますので御発言願ひます。

○千田正君 今委員長から御報告があつた通り、この北海道の函館市古川三良という船主の持つていた第三金栄丸が、樺太の海馬島で難破した、乗組員十名の行方が不明であつたのです。そのうち四名の死体がなごさになつち上げられて、ソビエト側としては、日本の漁夫である、そしてはるか六百メートルの海面に第三金栄丸という標識があつたから第三金栄丸の乗組員らしい、死体が見つかつたから引き取つてほしいといふことを文書をもつて四月十八日外務省に申し入れた。しかるに外務省はいまだ国交を回復しておられないところの相手国からの申し入れであるから、表面切つてそれに対して答へるわけには行かない、こういうやうな意味合ひからこの問題を日本赤十字社にまかして、赤十字社とソ連側の交渉に移したやうに聞いておるのであります。しかし私は、こういう問題は外交的に見ましても、国交が回復してないから、それは外務省は知らないのだといふことでは、いつまでたつても外交の回復なんということはあり得ない。これはソ連に抑留されておる捕虜の交換というやうな問題であれば、そういう問題は一国と一国との交渉の上において、あるいは平和条約あるいは戦争終結条約というやうなものが一つの標準として行はるべき問題であるので、この問題は少くとも外務省は親心をもちこの問題の解決に乗り出すべきである、いまだ国交を回復しておられないからそんなことは知らぬという態度

は、私は、はなはだ遺憾であると思ひますが、外務省の見解はどういうふうにか考へておられるか。

○政府委員(寺岡洪平君) ただいま千田委員のおつしやつた点につきまして多少違ひますので、私から説明をさせていただきます。

海馬島の難破いたしました船につきましては、四月十八日に、元ソ連代表部のチャソブニコフが、欧米局の六課に参りまして、これは従来難船の問題であるとか、行方不明の船舶につきまして情報をお求めるときには、よく参りまして、書類を置いて参るのであります。この際も書類を置いて参りました。その中には四月三日南樺太西方の海馬島海岸に日本人死体四及び漁船の破片、カッパいたしまして、第三金栄丸古川所有と死した板が、本音が発見され、その死体を埋葬したといふ旨のことが書いてございまして、そこで外務省といたしましては、従来からこの内容につきましては、海難につきましては、これを海上保安庁の方に連絡いたしましたし、海上保安庁の方に調査をお願いいたしましたところ、二月末から同方面の海域に出漁していた函館市の古川氏所有第三金栄丸乗組員十名が海馬島の難破船であるといふことが判明したわけでありまして、そういう海上保安庁から同船の乗員の家族に遭難の趣きを通報いたしましたところ、死体引き取りの強い希望が寄せられたわけでありまして、そこで大日本水産会等からも死体引き取り方につきまして私どもの方に強い要請がございまして、先ほど御指摘に参りましたように、元ソ連代表部は政府として認めておりませんので、日赤、これは

抑留者の引き揚げ等につきまして従来からソ連側の赤十字と連絡もございまして、日赤に対して引き取りに関する打ち合せをやつてくれというところをお願いしたわけでございまして。そうして日赤から電報を四月末にお願ひしたのでございまして、電報が実際に出たのが五月六日になっておりまして、その電報は今までの経緯を書きまして、元ソビエト代表部からの通報で、日本人の死体が四つ海馬島に漂着した、それについてはぜひ家族も死体引き取り方を希望しておるので、日本側から船を出すから、もしもできるならばどの港に入つたらいいか、またいつ行つたらいいかということについて連絡してほしいということをお願いしたわけであります。現在に至りましては返事が参つておりませんが、御指摘になりましたように、政府といたしましてはぜひ遺族の希望をかなえまして死体引き取り方に協力したのでございまして、元ソ連代表部を通じていろいろことにつきましては、いろいろ問題がございまして、同じくソ連側でその意思がありますれば協力してくれるものと考えまして、日赤を選んだわけでございます。

○千田正君 ソ連代表部を認めるか認めないかということは、それは日本政府のいろいろな政策上の問題でしようが、こうした問題とそれは全然私にはかわりないと思ふ。ソ連代表部としては好意的に日本側に通告してきたわけですから、だから日本政府としては、あなた方は、ソ連との間の外交の交渉が軌道に乗らないという正式にそういう交渉はしたくないというお考えのようです、何つておられますと……それはそれでよろしいですが、向うが好意的に通告してきたことに對して、こつちはその受け入れ態勢を作らないということはないと思ふ。赤十字社の方にあなた方が申し入れたというけれども、五月になってから赤十字社として電報を打つたのでしよう。

○政府委員(寺岡洪平君) 五月六日です。○千田正君 やはりまだ通知がこない、重ねて赤十字社に対してあなた方のほうから何かそういうことに対して要請がありましたか。○政府委員(寺岡洪平君) 赤十字社といたしましては本日実は催促するようにはなつておるが、本件のごとき問題は向う側の意思がはつきりしない限りはききまらない問題でございまして、もしもソ連側に意思がございすれば、本来手続の港、その他日時につきましてはアレソジがございすればこちらに返事がくるものと期待してございまして、もう三週間も経過しておる次第でございまして、もう一ぺん催促してみたいと考えております。

○千田正君 どうも私はそういう点は甚だ腑に落ちない。私が引揚の委員長のとときには日本の外務省は正式にやつておらんから私自身ソ連代表部に乗り込んで行きましたよ。会わないはずはない。会うのです。会つて話をすればいい。日本漁夫が捕虜になつたといふ問題がございまして、外務省を通じていては話にならないから、私自身行きました。会つたら解放してくれた。だから赤十字社の人たちが電報でかれこれ言ひよりは、現在の麻布の、日本

におるソ連代表部と称しておるところを通じてあなたの方の方にそういうことを通告してきたのです、電報で本國にそういうことをかれこれ言つておるひまがあつたら、赤十字社の方の島津君でもいいし、それから工藤君でもいいじゃないですか、直接行つてか合つてきたらいいじゃないですか、そういうことをあなたの方の方から示唆する力はないのですか。

○政府委員(寺岡洪平君) 元ソ連代表部の組織につきましては、御承知のうちに最近の機会に日ソ間の交渉が開かれることになつておるのであります。これはもちろん私の方から御説明申し上げるまでもなく、そういう機関は相互にあることが基礎でありまして、従つて平和条約にソ連邦が調印しなかつたといふことによつてこの機関の存在を拒否しておる次第は御承知の通りであります。従ひまして機関を認めていない限りにおきましては、これは少なくとも将来の交渉におきまして、わがほうとしてその事態につきまして相互主義で交渉しなければならぬことは御承知の通りで、従ひまして今度の場合に、日本政府がこの機関を法的に認めるということは、少くとも今後

の交渉につきましてはいい影響を与えないといふことが、われわれの考へる基礎でございまして、今回の問題につきましては現実的に結果をおさめるといふ趣旨では、赤十字を通じて、適當な方法であるといふ見解で、実はやつておる次第であります。

○千田正君 それはあなたの立場はよくわかるんですよ。それは形式的な外交をするためにはそれでけっこうです。しかし、代表部というものをい

だ日本側が正式に認めていないのだから、その代表者が来て、あなたの方に申し入れたとしても、われわれは正式に受理していくわけにはいかない、聞いておくといふことで、これは外交の問題としては、いわゆる公式な立場においてのあれとしては認めないのだから、公式に返事はできない、それは、われわれ今までも、交渉はあなた方がやつておるのみならず、知つていますよ。そういうことを言つておるのじゃない。そういうことを言つて、将来の日ソ国交が阻害されるとか何とかというのなら、別の問題ですから、それはそれでいいんです。それは正式の交渉をあなたの方にやれというのじゃない。赤十字社の方にあなた方が頼んでおるとするならば、赤十字社の諸君に、電報で公式に交渉していただかないか、問題が死体を引き取つたらどうかということに對して引き取りましようということの交渉であれば、赤十字の方が何も狸穴に行つて交渉しても差しつかえないのじゃないか。そのくらいのことをやつたつていいじゃないか。そういうことをあなたの方の方から暗に示唆してやつたらいい。私が言つておるの、あなたの方に正式に交渉してくれといふことじゃないのです。あなた方が正式に交渉するところには、死体が白骨になつて、何が何だかわかんことになつてしまつて、おそろく引き取れるかどうかかわかりませんよ。松本全權が行つてからじゃないか、あなたの方の方では正式の交渉がやれないといふことの観点を聞いておるのじゃない。死体が今あるんだから引き取つたらどうかとい

ことを聞いておるので、それならば正式のお答えができないでしようから、民間の外交に移してでも、こういう人道的な問題であれば、受け入れる態勢をしましよといふ考えであるならば、赤十字社にさつそく交渉して下さい。その狸穴だつたらわずか十分か二十分で行けるでしよう。

○政府委員(寺岡洪平君) ただいま千田委員のお話を伺つておると、元ソ連代表部が、すでに死体引き取り方について、何かか意思表示をしたように伺えるのでございまして、実は本件につきまして、水産会の代表部の方が私のところに見えまして、死体引き取り方の交渉をなさつたさうであります、その際に向う側の考へとして、日本政府が正式に文書をもつて言つてくるならば大いにあつせんといふやうな、こういうお話であつたといふことを聞きました。そこで、まあこれは私の考へでございまして、もしもソ連が政府の方に死体引き取り方につきまして好意的に協力をしてくれる意思がございすれば、いずれの機関を通じてましてもこれは同じである、その意味から、先ほど申しましたように、ソ連代表部に正式に文書をもつて交渉するといふことは、今のところ差し控えた方がよろからう、日赤を通じて、向うに意思があらばできることと、向うに意思があらばできることとでございまして、日赤を通じてやるのが適當である、こう考へてやつておる次第でございまして、これはいわゆる方法論の問題でございまして、その点御了承を得たいと思ひます。

○千田正君 あなたのお答えは大体わかりませんが、まあ水産会の代表者、あ

だ日本側が正式に認めていないのだから、その代表者が来て、あなたの方に申し入れたとしても、われわれは正式に受理していくわけにはいかない、聞いておくといふことで、これは外交の問題としては、いわゆる公式な立場においてのあれとしては認めないのだから、公式に返事はできない、それは、われわれ今までも、交渉はあなた方がやつておるのみならず、知つていますよ。そういうことを言つておるのじゃない。そういうことを言つて、将来の日ソ国交が阻害されるとか何とかというのなら、別の問題ですから、それはそれでいいんです。それは正式の交渉をあなたの方にやれというのじゃない。赤十字社の方にあなた方が頼んでおるとするならば、赤十字社の諸君に、電報で公式に交渉していただかないか、問題が死体を引き取つたらどうかということに對して引き取りましようということの交渉であれば、赤十字の方が何も狸穴に行つて交渉しても差しつかえないのじゃないか。そのくらいのことをやつたつていいじゃないか。そういうことをあなたの方の方から暗に示唆してやつたらいい。私が言つておるの、あなたの方に正式に交渉してくれといふことじゃないのです。あなた方が正式に交渉するところには、死体が白骨になつて、何が何だかわかんことになつてしまつて、おそろく引き取れるかどうかかわかりませんよ。松本全權が行つてからじゃないか、あなたの方の方では正式の交渉がやれないといふことの観点を聞いておるのじゃない。死体が今あるんだから引き取つたらどうかとい

るいは遺族からの懇請によって行ったときがそういふ話だったのでしょ。そこで今度は言葉をかえまして、日本の政府は公式にまだ国交を回復しておらんから、直接の交渉はできないが、日本赤十字社が政府にかわってこれをやるという事は通知をしてあります。日本赤十字社からソ連側に申し渡した赤十字社としてやってやるわけですか。

○政府委員(寺岡洪平君) 日本赤十字社からは島津社長の名をもちまして、向うのモスクワの所長あてに電報を打っております。その中に、これは英文でございますから読んでみます。

mr domitsky of former soviet mission tokyo informed japanese foreign ministry that four japanese dead bodies were found april third on coast maneron islet off sakhalin and that by part of wrecked ship these bodies were identified as jemen of japanese fishing vessel datsan kineimaru ship ship owner furukawa being desirous of receiving these dead bodies we would like arrange japanese ship being sent to soviet waters to have them handed over stop if agreeable please let us know name of port to which ship should go and date of her calling shinnazu president japancross

つまり、この報告が参りました経緯も書いてございまして、日本側で遺体を引き取りたいという希望も出ておりますし、また方法につきましても、向

うの都合を聞いておるわけでございます。私といたしましては、これで十分意を尽していると考えておる次第でございます。

それから赤十字が元ソ連代表部に對して接洽するかどうかにつきまして、これはやはり赤十字社のいろいろしきたりもあると存じますので、私もいたしましては、あつせん方をお願いしておる以上は、何もかれこれいろいろふりにしたらどうかということにつきましましては意見を差し控えておるの現状でございます。

○千田正君 それは、いろいろのは將來起てくる問題だと思ひ、國交が回復しない限りにおいては、今でも北洋漁業に相当漁民が出漁しておる、それらがどういふ障害——いろいろの漂流あるいは難破するかもしれない、必ずどういふ問題が起きてくる。一体、そういうたゞごとく外務省としては、正式に向うは認めていないのだから、いつでもこれは赤十字が何かを通じてやらなければ仕事にならぬということですか。

○政府委員(寺岡洪平君) 決してそうではないと思ひます。現にこの六月の初めから開かれます日ソ交渉にも本件は問題として提出するつもりであり、また、すでに日ソ交渉を始めますときに大使館から大使館にというルートはつておるのでございまして、こちらから向うの公式機関に對して接洽をするということにつきまして反対があるわけでは決してございません。要するに、たとえばワシントンなりロンドンの日本の大使館からソビエトの大使館に連絡をいたしますときに、向うがこちらの要求を受けるかどうかという

ことだけがそこに残つておる次第でございます。まして、こちらは何も問題によりまして、直接大使から大使に話を持つていくというところに反対があるわけでは決してございません。

○千田正君 この問題は、まあ政府としてはできるだけ手を尽したつもりで赤十字にあつせん方を依頼した、これ以上の範疇を出ないようです。重ねて私は要求するのは、早く赤十字からのお答えを得ていただきたい。これはあなたの方でやらないといへばこれは民間側でやらなくちゃならない。あなたの方はそういう結論ですか。どうなんですか。

○政府委員(寺岡洪平君) 決してそういう結論ではございませんで、赤十字社の方で催促することにつきまして、先方の意見を聞きたいと思つておりますが、同時に御要求の点もございまして、政府としては、大使館から大使館に通ずる方法をぜひ考慮してみたいと存じます。

○千田正君 船主にしても、遺族にしましては、一日もその死体の所在その他を明らかにしたいという希望なんです。熱望ですから、これは単なる一人や二人の死体ということばかりでなく、將來もこういう問題が起きないということはわれわれは斷言できない。しかもいまだ國交は回復しておらないとすれば、こういう事件が將來とも起きてきます。ですから、この際いろいろ問題に對しては、やはり政府としても熱意を示してもらいたい。民間側としてももちろん赤十字社に對してお願ひをしましょう。しかし政府も相當の熱意を持っていただかないと、こういう問題は解決しませんよ。お話を

よるといふと、今日あたり赤十字社にお答えを求められておるようですが、農林委員会から寺岡参事官が出席を要請されて赤十字社へ申請したじやないですか。そういうことはありませんかね。そういうことのないように、一つ政府としてもう少し熱意を持つてやっていた方がいい。特にお願いします。

○委員長(江田三郎君) では、次にオットセイ保護条約の件を議題といたします。水産庁からオットセイ保護調査状況並びにオットセイ保護に関する新条約締結のための交渉準備等について御説明をお願いします。

○政府委員(前谷重夫君) オットセイの条約につきましては一九一一年に条約ができたわけですが、昭和十五年に廢棄通告をいたしました。昭和十六年にその効力を失つたわけでございます。従ひましてその後政府としては、オットセイの海上捕獲を許可いたしましたわけでございます。が、戦争終了後占領下におきまして総司令部よりオットセイの海上捕獲を禁止すべき旨の指令があつたわけでございます。従来オットセイの海上捕獲について許可制度をとつておつたわけでございますが、この指令に基きまして現在許可をいたさないでやっておるわけでございます。この間におきましてその後昭和二十七年に日・米・加の三国の生物学者が参加いたしました、共同のオットセイの調査を行つたわけでございます。その調査の目的といたしましては、標識によりましてオットセイの日本近海に参ります資源の状況がどういふふうな、どこから来ているかというふうな点の調査でございます。とか、あるいはオットセイの生物

学的なデータを集める、また胃の内容物をとるといふふうな目的をもちまして、三国でもって共同調査を行つたわけでございます。その結果の概略を申し上げますと、大体いろいろ条件がございまして、またその捕獲頭数が約三千頭でございますが、この小部分の調査でございますので、これでもって確定的な結果が得られるということではございませんが、その調査の結果によりますと、日本の沖に來ておりますオットセイのうち、プリビロフから参つておるものが大体三〇％程度に達しておるということが出ておるわけでございます。ただこれ捕獲頭数なり、あるいは時日等の關係でいろいろ条件がございまして、そういう結果が出たわけでございます。

それから胃の内容物等を調査いたしましたると、ハダカイワシ、これはもう食用にならぬようでございますが、これがその内容物として相当多く採取されておる。そのほか少量でございますが、サケ、マス等も食つておる。またイカも食つておる。こういうふうな形になつております。ただオットセイの回游の時期、またその魚の回游の時期等によりましてこの内容物の、オットセイの食性がいろいろものを好むというふうな最終的結論まではこれによつては出し得ないようでございます。

ただ調査委員会といたしまして、共同調査の結果出ておりますのは、食性につきましてはオットセイは食物についての選択性がない。つまり周囲にあるものをどれでも食つておるといふことは言えるようであるということ。が委員会の結論として、大体そういうことが言われておるようでございます。

す。またこのオットセイの食習慣と申しますか、食性からいたしまして、日本の近海におきます有益魚種に対する影響はどうかということにつきましては、これはデータの關係もございまして、何ら結論が出てないようになり承知いたしておるわけでございます。こういう共同調査を行ひまして、その後本年の漁期までの間にぜひ一つ三國間及びソ連も入れた条約の締結についての交渉を持ちたいということで、外務省を通じて再三アメリカ及びカナダと交渉いたしておるわけでございます。で、ソ連邦に対する招請も承諾いたしておるわけでございますが、開催日時につきまして、カナダ側におきましてどうしても十一月を固守いたしておるわけでございます。われわれは二月を当初交渉いたしまして、さらに三月というふうに開催目につきましてできるだけ早くということを目標にアメリカ側にもあつせんを頼みまして、相当回数を重ねて折衝をいたしたわけでございますが、カナダ側がどうしても、向うの人の都合で、ほかの国際会議がたたくさございまして、そういう事情からしてどうしても十一月以前に開催することについて同意をいたしておらないわけでございます。従いまして開催につきまして十一月を予定されておるのが現在の実情であるわけでございます。これにはソ連邦に對ししても招請する手はずにはなっておるわけでございます。

以上が今までの条約締結につきましの交渉経過でございます。

○千田正君 このオットセイの捕獲に對する問題は長い間の問題であります。しかもこれは日本の国辱的な条約

であるという事は私は言うまでもありません。それは何回も私は繰り返して言ひ通り、日本の国内の、日本の領土内に住んでおらないところの動物に對しての国内法をこれは制定されておる。御承知の通り日本におけるその国内法としてラッコ、オットセイ取締法なる法律の中には、日本の漁夫は、あるいは日本人がだれでもですよ、殺したりあるいは皮を持っていたり、肉を売ったりした者は相当の処罰に処せられる。しかも漁船であれば船まで没収される。こういう事は不平等な条約を甘受しておらなくちゃならないという事は、この問題に對して私は憤りを感ずる。一体日本の領土の中に一体どこにラッコ、オットセイが住んでるんですか。しかもラッコ、オットセイが食つてゐるのは、日本の近海へ來るところの魚類を食つてゐる。日本の国内法で、一方においては魚類の資源保護法という、資源を保護する法律を作つていながら、一方においては外国の動物を保護しなければならぬ。こんな矛盾したことを日本で行つてゐるという事は私には思ひがたである。日本の領土内にラッコ、オットセイの住んでゐるところはどこにもありません。よ、しかもですよ、長官は御承知かもしませんが、このラッコ、オットセイの毛皮はどこで処理してゐるか、アメリカ一國であります。しかも処理してゐるものは一体だれかという毛皮商だけでなく、アメリカの毛皮商は年間何千枚という一つの区切つた枚数を世界のマーケットに売り出して、その価格の低落を防ぐためには一切の保護条約というものである程度の關係をつけてゐる。アメリカの毛皮商

を保護するために、日本の漁民があらした食うための魚類までもやられながらみすみす黙つてなければならぬ。しかも最近においてはやむにやまれずラッコ、オットセイをとつたために法律に觸れて、そうして罰金を何十万、あるいは船を没収する、漁具を没収する、と、こういうようなみじめな、国内法にしばられておる。一日もこういうふうな不平等な条約は改正しなければならぬ。これはわれわれが長年主張しておるのであります。マッカーサー・ラインが撤去され、そうして日本の漁民は自由に公海において漁業ができると思つたところが、直ちに今度は日米カナダ漁業条約のような問題で領海を制定されたやうなやつになつておる。ラッコ、オットセイなんか日本の領土のどこに住んでおるんですか。日本の動物じゃないんだから、これは外国の動物にまで日本が国内の漁民を圧迫して保護法を作らなくちゃならないという理由はない。ですから早くこういうものは改正しなすやならない段階に來てゐるんですから、それを國際的な紳士条約として一応日本は自肅するといふ態度で今までやつて來ておるのである。かれこれここで五、六年も辛抱してゐるんですから、これを解除してもらわなくちゃならない。そして何も亂獲するといふのじゃないのです。日本側の自肅態度から言へばアメリカ、カナダ、あるいはソ連とこの三國と日本は一カ年何万頭ととか、何千頭ととかいふことの仮定のもとに条約を結ばれてもいい。あるいはその期間内といへども、調査して何千頭かとらせなければ日本の漁民はやつていけませんよ。魚類がどんどんやられていく。逆に

ラッコ、オットセイが何万頭かふえておる。金華山沖から三陸北海道にかけて日本の魚類がどれだけ食い荒されておるかといふことは、すでに皆さん十分承知しておられる。私は、こういう国内法で日本の零細漁民がアメリカの毛皮商を保護するために苦しみながら何もできないというやうな法律は改正してもらひたい。あるいは、それを改正の前提として今のラッコ、オットセイの漁獲に對する一つの方法を考へてもらひたい。これに對して、水産庁長官としては一体今年はいくらがまんしていかねければならないのか、あるいは何頭かは折衝の結果において捕獲できるかどうか、その点の交渉はどういうふうになつておりますか。

○政府委員(前谷重夫君) オットセイの条約につきましては、これは明治四十四年からやつておりました。そしてソ連、カナダ、日本アメリカと四カ國で昔からの条約があつたわけでございますが、これが先ほど申し上げましたやうに、日本側が廢棄いたしまして現狀に至つておるわけでございますが、これにつきましては、われわれといたしましては、國際的な問題といたしましては、できるだけ早く条約を結んで、そしてそれによりまして、正當な形におきまして、また國際的に資源保護の立場からいたしまして正當なる理由づけのもとにやつて参りたい、かやうに考へて条約の促進を種々交渉いたしましてたわけでございますが、先ほど申し上げましたやうに、カナダの關係におきまして、本年の十一月ごろが条約の交渉の開催日として予定されておるわけでございますが、これにつきましては、いろいろ先般の共同調査に基きますデータ

のほかに、海上捕獲の問題としてわれわれはいろいろなデータもさらに用意いたしておるわけでございます。この十一月の条約交渉を控えておりますので、本年度におきましては自肅していただきまして、またわれわれも自制しまして、そしてこの条約によりまして、……その交渉を通じて、正當に海上捕獲ができるように努力したい、かやうに考へております。

○千田正君 自肅するのは、まあ將來の日本の漁場獲得のために、あるいは國際的な觀念の上から必要だといふのであればあえて何も言ひません。しかしながら、自肅の陰には幾多の零細漁民が泣いておる。漁業として一つの生業としてやつてきておる人たちが泣いておるといふ事實は現實にあるのです。しかも国内法を作られたために、五頭や十頭のものをつたただけでも直ちにつかまつて裁判にかけられて何十萬圓という罰金を課せられる、こういうことは私は実に嘆かわしい。今も言つた通り、外国の、これはもうほんとによく調べていただければわかる通り、アメリカのラッコ、オットセイの毛皮を商売してゐるのは、わずかに十社か十五社です。それが世界のマーケットをモノポライズするくらい仕事をやつておる、その片棒をアメリカの政府がかつておるにすぎない。そういうこと犠牲になつて日本の漁民は泣いていなければならぬといふことは耐え得ない。私は何もアメリカを排撃するとか、どこを排撃するとかいふのではない。そのために国内の漁民が泣いておるといふこの現實に對して、われわれは早くこういう問題を解決しなければならぬ。どこかの動物を保護

護しなければならぬというのならば、いつもわれわれが言う通り、どこだって、アメリカのライオンであれ、朝鮮のトラだって、日本で保護法を作って保護しなければならぬ、こんなばかなことになつちやう。こういう国辱的な法律を改正しなければならぬ。一日も早く急いでいただきたい。これは特別にお願いしておきます。

○青山正一君 このラッコ・オットセイのこの法律は第一回国会におきまして水産委員会の初めてのこれは議案だろふと思ふのです。アメリカの占領中のときに向うさんから非常な圧力が加わつてこれはできたものだらう、こういうふうには私は解釈してよからうと思ふ。それまで日本は一方的な法律であつて、ただいま千田さんのおつしやつたような意味合いの法律で進んでおつたわけなんです、占領中の第一回国会において、水産委員会の一番初めの議案において、これが検討されて無理押しに強姦されたというふうなかつこつになつておるのですが、この点についても私もどなり、当時社会党におりました丹羽五郎、これはラッコ・オットセイの会長であります、こういうた大方議員の連中もこれは非常に反対しておつたのですが、うやむやのうちにこれは通されたというやつになつております。そういうふうな意味合いからして、現在ほとんど占領的な建前から抜け切つておるわけなんです、その意味合いからして、もう少し強い気持で政府が進んでいただき、どうしてもそれができない場合には、場合によれば、これは農林水産委員会としてもこれは決議でもして進んでいかなければならぬほどの

重大な意味を持つものだと私はそういうふうには解釈しております。そういう点をよく考慮して、一つこの次の国際会議には日本の建前をよくはつきり鮮明していただきたいというのを強く希望する次第であります。

○千田正君 もう一点最後に、これはいつまでもあればおる、必ずややつておるならば、日本の立場においてこれは戦前においても一方的に廃棄しておる、日本側がもう条約に参加しない、一方的に廃棄しておるのですから日本側の立場において自由に捕獲する、そういうわれわれとしましては、こういう国内法を政府として保存しておくというならば、われわれの委員会が皆さんとお諮りして、こういう屈辱の条約というものはわれわれは一方的に廃棄してもいいし、そういう法律はこの際放棄して差しつかえないと私は思ふ。真剣になつて日本政府がこの問題は取組んでもらいたい。こういう国辱的なかつての占領下におけるところのまるで何といふんですか、戦敗国民は黙つて言うことを聞け、毛皮でおれたちはもうけておるのだからその残滓をお前たちにやるのだから黙つて聞いていろ、こんな法律は日本の国辱であると思ふ。真剣になつてこの問題はやつていただきたい。

○政府委員(前谷重夫君) 十一月の条約の交渉を控えてわれわれもいろいろデータをとつております。そして問題は海上捕獲の問題、それから資源の問題等につきまして御趣旨に沿ひまして十分交渉したい、努力したいと思つておられます。

○森崎隆君 水産庁長官に一言なおつけ加えてお願いしておきますがね。先

般の共同調査というときも、あれは対等の調査じゃないのですがね。調査をするために相当射殺したラッコ・オットセイの問題ですがね、あの毛皮はアメリカさんの方に全部吸ひ上げて持つていかれた。こんな共同調査というものはない。私に言わせると、もう少し自主的な立場において、さつき千田委員の強調されたように、日本の立場というものを考えて、特に日本の水産業というものを対してこれを庇護し保護するという態勢をとるならば、それだけの立場をとつてもつとこの問題についてはわれわれとして打つべき手が政府にあるのじゃないか。ですから、これはアメリカさんの言いなりになる点が水産界については多いのです、この問題だけは一つ正当論を主張していただきたい。決して無理をする必要はない、正当のものを御主張いただきますれば当然の結果として千田委員また他の各委員が申されたような妥当な線が出てくるわけなんですから、これが最も中正な私は意見だと思つてです。ですからそういう観点に立つて今から十分腹をきめて一つこの問題の処置をやつていただきたい。特に一つつけ加えてお願いしておきます。

○政府委員(前谷重夫君) 御趣旨の点はわれわれもそのつもりでいろいろデータを集めております。ただ共同調査の結果の毛皮の問題は、共同調査をやりました費用の配分、費用の分担率に依りまして毛皮の収入を按分いたしております。日本に對しましては百二十枚の割合で金が来ることになつております。

○森崎隆君 小さな問題ですけれども、その毛皮を売却した売却料がどう

だこうだということではないのです。一応獵獲物そのものを当然の権利として公平に配分するのならわかる。現物が問題なんです。それを金に換算させられるというところにこの問題の根本の問題があるわけですね。全部そうなんです。アメリカの一商社が一手販売をやつておるのですよ。そこに問題があるのです。その原理、原則というものをもう少し考えていただいたら今の御説明はそれは私は長官としてはいない方がいと思ふんですが、ね、その点よくおなかに聞いていただきたい。

○池田宇右衛門君 長官に一つ考えてもらいたいのだが、今私聞かしておいて、実は青山、森崎各委員から言つて、まだかような問題を残されたといふことは、独立国として三年もたつて、まだかような問題を残されたといふことは、独立国はどこにあるかといふふうに、国民はこんなことを聞いたなら疑うと思ふ。そこで長官の答弁を聞いてみると、しつかりやる、しつかりやると言うその先から糸をほごすようにくずれてしまふという傾向がある。今青山委員からは、農林水産委員会の全会一致の決議をもつて、屈辱的なかような条約は排斥して、独立国として対等な立場をとつて、漁民の保護をすると同時に、日本の漁業権に對して、独立的な態度をはつきりさせることに好時期であるという御主張を聞いたが、私はそれが当然であると思ふ。今の長官はアメリカの長官ではなし、また占領国の長官ではない。日本の農林省におけるところの長官で、日本のあらゆる漁業水面をあずかつておる人として、もつと毅然的態度をもつて、この委員会の委員の皆さんの意見を体し

て、あくまでも独立国の職責を全うして、十分にこの主張を主張いたしますと、このくらいの決意をここに委員会に言つてもらふなかつたら、ここにいはれわれにしろ、あの正直な漁民がほんとうに今日国政に協力する機運が生まれませんか、長官の決意の一つはつきり、自分があくまでも職を賭してもこの問題は解決するというぐらゐの信念を一つ披瀝願いたい。

○政府委員(前谷重夫君) 十一月に条約交渉がございますので、従来の日本側の主張は、海上捕獲をやるといふことでもつていろいろデータを作つておるわけでございますから、その主張に基づきまして十分に条約交渉をいたしたい、かように考えております。

○委員(江田三郎君) ちよつと速記をとめて。

〔速記中止〕

○委員(江田三郎君) 速記を始め

これで休憩いたします。

午後零時五分休憩

午後一時四十九分開会

○委員(江田三郎君) ただいまから委員会を再開いたします。

ノリの輸入の件を議題といたしまして、韓国ノリ輸入の問題につきましまして、先般委員会でも問題といたしましてたが、その後外貨の割当並びに輸入方式等についてどういふような経過になつておるか、その点を通産省当局から説明を聞きまして、それから質疑を行いたいと思ひます。

○説明員(大堀弘君) 韓国ノリの輸入につきましまして、先般本委員会におきまして御質疑がございましたが、私ども

としましては、その後慎重に検討を加えておりましたのでありますが、昨年来ノリ需給調整協議会の御意見を承りながら、われわれとして検討して参っておりますが、いろいろ本問題の処理がむずかしい問題でございますので、たとえばA制であるというより、日本といましては、先般も御意見ございましたように、一億枚程度の繰で外貨割当をやつて参りたいという考え方をとつております。ただ問題といましては、絶対量の問題につきましては先般も御意見ございましたように、これは一つの重要な要素でございますが、個々の割当をどういたしますかという点につきましては、いろいろまあ輸入いたしました場合に、その物資の状況なり、相手国の事情なりによりまして、輸入業者の実績あるいはその他の条件を考慮しまして割当をいたしておりますが、輸入実績でやるということ、必ずしもこれは絶対の議論というわけにも参りません關係上、その間の事情を考慮いたしまして、一部は輸入実績を考へ、一部は先方からノリの輸入が出来ますフーム・オフアをとつた人に対しては、申請の量に按分して割り当てるといふような行き方をいたすことが、諸般の状況からみましてやむを得ない線ではないかというふうに考へて、目下具体的な検討を進めておる次第であります。

○森八三一君 先般の委員会で大体通産當局の方針はつきり御回答があつたものと私は承し、最後に希望を申し上げたと記憶いたしておりますが、ただいまの次長のお話は、そのときのお話を受けて、数量的には農林省で調査をせられ、国内生産の数量と需要の

実態をかみ合せますと、現在の段階において、とりあえず一億枚程度が適当であろうという結論が出ておりますこと、かねがね通産當局に御指導願つて設けられております協議会の意見も同様、目今の情勢においては一億枚が妥当であろうという答申をいたしておる、その二つを勘案いたして一億枚という絶対量については措置を考へるべきであるが、その具体的な外貨の割当については、過去の実績者だけではなくて、いろいろの事情がございますから、何か話を聞いておきたいという、非常に拡大をして、新規の輸入業者、取扱業者を認めるという、外貨の割当についても少し詳細なお話をしたいと思つた。私の受け取つたように、むずかしい事情があるから、実績だけではなくて、申請をしたものの申請数量に按分して全体を認めて行くというやうなことでありまするかどうか、その辺を明確にしたいと思つたと思つた。

○説明員(大堀弘君) 輸入実績でやりますことは、これは貿易の外貨割当の際にいろいろのケースがございますが、必ずしも一律ではございませんが、根拠は、特別の事情がない場合、輸入の実績によるということが通例行われておるわけでありまして。ただ、まあ今までも、いろいろのケースがございますが、特殊な事情、特に韓国等の場合におきまして、大きな商社が非常に大きな実績を持つてゐる。今まで取引の量といふものが、民貿以来五年間やつておりますけれども、いろいろそのときどきの行き方でも参つておりますので、そういう場合に、実績

が百パーセントウェイトを持つてゐる行き方も必ずしも適当でないという見解も相当理由があるわけでありまして、私どもとしましては諸般の事情を考へまして、実績で参ります分と、それから一部は申請で参ります分を併用して参りまして、一人当りの最高の割当獲得量の限界をおきまして、その辺で今回の分は実施いたすことが一番妥当ではないか、かように考へてゐる次第であります。

○森八三一君 その結果は私の想像をいたしておるやうに、取扱業者者の数が相当にふえるという結果に相なると思つてゐるが、今の次長の御説明の結論は、そういう結果になるかどうかといふことを一つ御説明いたしたいと思つた。

○説明員(大堀弘君) 体制といたしましては、やはり新規の人が相当入つてくる可能性はあるかと思つた。現在実績者の数は、数から言いますとやはり相当量、百人ぐらゐつたかと思つたが、その中で実績の大きい人はごく数が少いのでありまして、今度のかかりに制度を実施いたしました場合に、ものをとれない、たとえば経験もないし、取引もできないやうな人がかりに申請いたしまして、これは注文をとることができないわけでございます。これは先ずそういう人が出てくることはないとと思つたが、注文をとりますればだれでも申請ができる、申請量が割当の予定を超過いたしました場合は、これは按分で分ける以外に公平な方法はないわけでございますから、按分で分けることになると思つたが、その結果は人数がどのくらい殖えますか、現在でも相当、数としまして

は多いのでございますが、その範囲の中の方が相当量お取りになるか、その辺はちよつとふたをあげてみないとわかりませんわけでありまして。趨勢といひましては、新規の人も相当入り得る態勢になつておりますから、あるいは若干ふえるかも知れぬと考へております。

○森八三一君 そうすると、そこで基本的な態度をお伺いをいたしたいと思つたのですが、それは三月三十一日に、次長もこの席においてを願つて、当委員会では油の問題を取り上げて質疑をいたしたのであります。そのときに通産當局の御方針を明確に説明をされておりました。ここに速記録もあつたので、読んででもよろしいのでありますが、これはおそらく通産當局の基本的な態度として従来も堅持されて参り、今後ともこの方針で行くのだといふことを明確に言つておられる。商社の強化といふものは、その前は「今よく言われます商社の強化といふは、そういうことをやばりやつていかなければいけないのではないかと」考へるものであります。商社の強化といふものは単に石油だけでなく、あらゆるものにつきましてはもと商社を強化しなければ、日本の輸入なり、あるいは輸出といふものはなかなかうまくいかん、こういう態度で通産當局は輸出入貿易に臨むのだと、こういうことを明確に言つておられる。ノリについてはその基本原則を今くすすといふことをお考へになつてゐるやうに伺ふのでありますが、くすさなければならぬ必要性がどういふところにあるのか、もしこれが今後の通産當局の基本的な態度と

しておとりになるということであれば、油の問題等についてもその他たくさんあります。われわれはさらに今後新しい問題にいろいろ議論を展開せにやならぬといふやうになるのであります。その基本的態度について、何だかこゝろ基本的な態度はつきりしておるが、いろいろのむずかしい事情があるもので、ノリは特別だといふふうにも聞えるのであります。だとすれば、ノリの特別にむずかしい事情のありまする点を納得の行くやうに詳細御説明をいたしたい、こゝろ思つたのでござい

東の上に立つて行わるべきであつて、その約束がない限り臨機の措置をとるべきじゃない、こう思うのであります。が、そういうきざんたる方針がもとにされないのかどうか。もしとれないとするならば、これはあくまでも基本的な方針、これはどうも、

龍虎として商社の強化という一線に進む方が、当局の貿易に関する方針を堅持をして、正しい方向が示されると、こう思ふのでありますが、その点はいかがでございましょうか。

○説明員(大堀弘孝) 先ほど申し上げましたことに戻るわけでございます

が、私どもはやはり商社強化というところは一般論として考えておるわけでありまして、また具体的ケースによりますと、必ずしも実績でやるということが適当でないという結論が出ますが、今回到に限らずあるわけでございしますが、そういう場合はやはり結局何

といいますが、くじ引きできめるといいますか、あるいは申請によつて按分に分けますか、こういったことになるわけですが、お話の点もよく私どもも了解できるのでございますが、本件につきましては諸般の事情を考へまして、その辺の措置が適当では

ないかというふうに考えておる次第であります。

○森八三一君　その諸般の事情、諸般の事情というそれがどうもぼやけてしまふのですが、去年の輸入についても何ら支障はなく円滑に行つたんです。それをあえて通商当局の原則をここに

曲げて、新しい外貨の割当をおやりにならなるといふことなんです。その結果が昨年と同じように、国内における流通過程というものは円満に推移するといふことが確保されなければおかしい。

と思うのです。そのことのために当局の御指導によって協議会が生れたのですから、その趣旨が生かされて行くという方向が確保されないという前提に立つて臨機の措置をとるということ、これはどうも私には理解しかねる。もしそうだとすれば、その裏面にはもつと我々は議論をしなければならぬ不明朗なものがあるということまで、これは想像したくはありませんけれども、そうなってくる。でありますので、特にノリについては実情をかみ合せて、基本原則を離れて臨機の措置をとるということであるとすれば、その臨機の措置に包含されてくるものが需給協議会のメンバーとして国内の流通過程に混乱を巻き起さぬということとを約束したものに限られるということは、私は当然の措置だろうと思うのですが、それができないというお話ですが、形式論としては法律に根拠を持つておらぬ協議会だから、こうおっしゃるけれども、事実としては臨機の措置をとるのですから、そのくらの措置は行政措置として当然考えられて然るべきである。それが考えられないということであれば、国内の生産に悪影響のある方法についてはわれわれは承服できないという結果に戻ってくるのであります。もう少しその辺をはっきり御説明いたしたい。

○青山正一君　ただいまの森委員のお話に関連しまして私からもお聞きしたいと思いますが、先ほどから諸般の事情、こういうふうなことを数回にわたっておっしゃってありますが、それはその裏面に何か政党とか、政治的な圧力のもとに、たとえば新規企業者をふやさざるを得ないというような事情

にもなったというような意味も含まれているのじゃないかと思うのですが、そういう点がありますか、どうなんですか、その点。それからもう一つは、先ほど森さんがおっしゃったように、昨年の五月の通常国会におきまして、衆議院の委員会におきましては絶対に禁止すべきである、こういふような結論を出しましたのですが、私どもやはり国際情勢なり、あるいは日本の貿易とか、あるいは韓国とのいろいろな情勢の關係からして、生産者の納得するような方法ならばこれはやむを得ないのじゃないか、納得する方法でやるならば輸入を許可してもいいのじゃないかというような結論を出したわけでありますが、その結果、需給調整協議会というものができてまして、そこで生産者も加わって、大体日本のいわゆるノリの時期はいつ頃からいつ頃か、韓国から入るべき時期はどいう時期か、あるいはその値段はどいうなるというようなことが、この需給調整協議会で生産者をまじえていろいろ検討されておったわけがありますが、ところがこれが申合せ的呢ものである。だからそういうことはおれらの知らないことだということになればそれまでのことであって、何ら權威のない団体でありますからして、ことに新規企業者を本年度は五〇％ふやす。半分は前の実績のあるもので、あと半分は新規企業者である。そういうことになりますと、新規企業者が需給調整協議会に入らない。私は新規企業者がいかにふえましようとも生産者が納得するものであればけっこうだと思ふ。そういう意味からいえば、このノリの問題にしましても、あるいは韓国の鮮魚の

問題にしまして、たとえば水産団体の大日本水産会はどんな意向を持っているか、こういうことを通商局自身がいちいちお話になって、サバが多いから輸入してもらっては困る。しかしブリとか、サワラの場合はどうだろう、時期的にはどうだろうというふうなことで、生産者が納得すれば私はいいのじゃないか、こういうふうに考えておりますから、その点よく御研究願いたいと思います。その辺のことを森さんの問題に関連しましてお聞きしたいと思います。

○説明員（大塚弘君） 諸般の事情につきましてお尋ねがございましたが、ノリの問題につきましては私どもにはこれはいろいろな意見がございます。これは業界にしましてはそれぞれの立場の御意見もあるわけでございます。別に私どもは政治的圧力にどうしてということとはございませんが、諸般の事情を考へまして、ここは適當であると私は信じている次第でございます。なおただいまお尋ねの需給調整協議会の一番大事な点は、やはり輸入数量を幾らにするか、これはもう直接国内の生産に影響がございましたので、この点は私どもとしては十分考慮して参りたいと思つております。同時に、もう一点は、輸入時期の問題につきましては、生産期である十一月乃至四月に入れるということは、非常に影響が大きいのでございますから、その期間に入れない、端境期に入れるんだという点につきましては、十分御意見を尊重いたしまして、四月までは輸入を差し控えて参つておるわけでございます。ただ先ほど申し上げましたように、誰に入れますかということにつきましては、こ

れはちょっと絶対的な議論はできない問題ではないか、従いまして、その点につきましては私どもも需給協議会への立場を最大限度に考慮いたしまして最後の案をきめたいと思うのでございますが、その点につきましては一つわれわれの立場も了承いただいて、需給調整協議会としてもその辺は御了解をさせていただきたいとお願ひしておる次第であります。

○千田正君 私途中から来たんだけれども、今の話を聞いていると、諸般の事情によって、今度協議会以外の人たちにも割り当てようというお考えらしいですね。諸般の事情というのは何ですか。はつきり言えば、金力か、権力か、暴力か、その圧力によってあなた方は屈服しなければならぬという結果を来したということなんですか。私は率直に言いますよ、どうなんですかそれは。というのは、昨年度水産委員会が政府に向つて魚の輸入を絶対に禁止するということを、われわれは決議を出して政府に申し入れた。そのときあなたが来て答弁したことは、そういうことなしに、何か生産者と消費者と、それから輸入業者の間に協議会を作つて円満にこの問題を解決したい、そういうことで、申し入れたわれわれに対する答えとしては、国内の生産者もそれから貿易業者もそれから販売業者も、円満な解決をしたい、こういうことを昨年堂々とあなたは委員会ですべて、そしてこの協議会において円満に解決をつけたわけです。今年は協議会は無視して、新しく諸般の事情によつて協議会以外の人たちにも割り当てなければならぬというその理由をはつきり言つて下さい。そういうこと

であるならば、われわれはもっと基本的な問題であなた方に申し上げたい。生産者の犠牲においてそういうことをやるというならば、われわれとしては考えがあるので。一体どういう諸般の事情なんですか、はっきり言ってもらいたい。権力でですか、暴力でですか、金力でですか、どちらなんです。はっきり答えてもらいたい。

○説明員(大堀弘君) 金力でも暴力で

もございませぬ。先ほど来申し上げましたように、これは実績の問題ということは、私どもとしてはこれは絶対の原則であるということは言えない問題でございますので、先ほどお見えになる前に申し上げたのでございますが、非常に利益が多いといわれているこういったものにつきまして、実績者の中で相当大きな方が社社で相当の部分を占めてしまふというようなことにつきましては、かなりやはり反対の御意見が出るのも一部の理由があるわけでございまして、その辺もやはり業者といましては勘案して参つて行かなければならない点でございますので、そういうような点を考えまして、私どもとしましては両方の方法を併用することがこの際の解決としては妥当ではないかというふうに、私の判断といたしまして考えておる次第でございます。

○千田正君　午前中私は外務当局に話したんですが、これは単なる通産省だけの問題でなく、少くとも韓国との間にこういう問題を解決するためには、一方においてはいわゆる李承晩ラインの撤廃の問題、あるいは竹島の占拠の問題、あるいは操業中に拿捕された船舶の問題、しわ寄せは全部この漁民の方へかかってくる。そういう問題

を解決するところの一つのテーマとしては、この韓国のノリの問題というものは、ある一面において外交問題と考へながらあなた方がやっていると考へるべきことを、まず第一に私は心配しているわけだ。最近この問題でちまたのうわさを聞くと、あたかも金をばらまいて政府の要人を買収したかのごときうわさが飛んでいる。だから私はさつき率直に金力か権力か暴力かと言つて聞いているんです。私も長い間の韓国の問題を、どうしたならば漁民が自由に公海において操業できるかという点について心配をし続け、交渉し続けていたのです。かりにこれが韓国のノリや何かの輸入によつて韓国との間に親善関係が結ばれ、あるいはそうした今までの閉ざされた韓国との間のこの問題を解決できるというならば、あるいはあえて甘んじてそういうことも考へましよう。しかしながら、一方においては閉ざしておいて、そうして片っ方においては漁民の犠牲に於いてこういふものを輸入しなければならぬというものは理論的に成り立たない。私はそういう意味において、あなたはどうか、外資と考へておられるか、外交と考へておられるかによつて行けるかどうか、この点はどうかですか。

政治的な条件もございすが、貿易が停滞している一つの理由でございまして、私もといたしましては、韓国の物資の買付については、その他の政治的な条件は別として、その他の政治的な意味において大いに促進をいたしたいということで、昨年来私も非常に微力ではございますが、この点については非常に努力して参つておりました。米の問題その他につきましても、だんだん打開の線に近づいて参つておると考へておる次第でございすが、その点はお話しの通りで、あるいは韓国物資の輸入を促進するということは非常に重要な問題ではないか、ただノリの場合も同様でございすが、水産物、魚介類の場合も、あるいは韓国のメンタイを輸入する場合におきましても、あるいは農産物の、たとえばかまぼこを入れる場合、こういった場合の個々のケースをとりますと、かなり国内の産業、農業、その他との利害に對立する場合が出て参るわけがございまして、これらの点は相当考慮をしなければならぬと思ひますが、大局から見れば、私は大いに輸入を促進すべきであるというふうに考へております。

政治的な条件もございすが、貿易が停滞している一つの理由でございまして、私もといたしましては、韓国の物資の買付については、その他の政治的な意味において大いに促進をいたしたいということで、昨年来私も非常に微力ではございますが、この点については非常に努力して参つておりました。米の問題その他につきましても、だんだん打開の線に近づいて参つておると考へておる次第でございすが、その点はお話しの通りで、あるいは韓国物資の輸入を促進するということは非常に重要な問題ではないか、ただノリの場合も同様でございすが、水産物、魚介類の場合も、あるいは韓国のメンタイを輸入する場合におきましても、あるいは農産物の、たとえばかまぼこを入れる場合、こういった場合の個々のケースをとりますと、かなり国内の産業、農業、その他との利害に對立する場合が出て参るわけがございまして、これらの点は相当考慮をしなければならぬと思ひますが、大局から見れば、私は大いに輸入を促進すべきであるというふうに考へております。

政治的な条件もございすが、貿易が停滞している一つの理由でございまして、私もといたしましては、韓国の物資の買付については、その他の政治的な意味において大いに促進をいたしたいということで、昨年来私も非常に微力ではございますが、この点については非常に努力して参つておりました。米の問題その他につきましても、だんだん打開の線に近づいて参つておると考へておる次第でございすが、その点はお話しの通りで、あるいは韓国物資の輸入を促進するということは非常に重要な問題ではないか、ただノリの場合も同様でございすが、水産物、魚介類の場合も、あるいは韓国のメンタイを輸入する場合におきましても、あるいは農産物の、たとえばかまぼこを入れる場合、こういった場合の個々のケースをとりますと、かなり国内の産業、農業、その他との利害に對立する場合が出て参るわけがございまして、これらの点は相当考慮をしなければならぬと思ひますが、大局から見れば、私は大いに輸入を促進すべきであるというふうに考へております。

政治的な条件もございすが、貿易が停滞している一つの理由でございまして、私もといたしましては、韓国の物資の買付については、その他の政治的な意味において大いに促進をいたしたいということで、昨年来私も非常に微力ではございますが、この点については非常に努力して参つておりました。米の問題その他につきましても、だんだん打開の線に近づいて参つておると考へておる次第でございすが、その点はお話しの通りで、あるいは韓国物資の輸入を促進するということは非常に重要な問題ではないか、ただノリの場合も同様でございすが、水産物、魚介類の場合も、あるいは韓国のメンタイを輸入する場合におきましても、あるいは農産物の、たとえばかまぼこを入れる場合、こういった場合の個々のケースをとりますと、かなり国内の産業、農業、その他との利害に對立する場合が出て参るわけがございまして、これらの点は相当考慮をしなければならぬと思ひますが、大局から見れば、私は大いに輸入を促進すべきであるというふうに考へております。

の努力をいたしたい、こういうことを申し上げたわけでありませう。

○千田正君 それじゃこの三者とも納得されておるのですか。今度のあなた方の行政指導に対して……納得してないから、われわれに対して陳情書がきておるのですが、納得しておられるというならば、それでけっこうですが、納得しておられぬ。そういうことは納得しておられますか、あるいは納得させるだけの自信がありますか。その点をお聞きしたい。

○政府委員(前谷重夫君) 実はこの具体的な方法につきましては、まだ協議会からも具体的に私の方に對していろいろお話は、私まだ承わっておられないのです。ただ通産当局の方とのいろいろなお話合いがあるというのを漏れ承わっておるわけです。従いまして水産庁といたしましては、先ほど申し上げましたように需給調整協議会は、これは生産、流通、輸入というものを一貫した一つの組織でございまして、これを育成して参るということは、これは国内の生産、流通にも非常に好影響であるというのを考えておりますので、そういう意味におきまして、そういう気持を持っておることをよく申し上げたわけでありませう。具体的にこの協議会とどういふふうなこの問題について話し合ったというには、まだなっていないわけでありませう。

○青山正一君 前国会において通産当局から、生産者団体を入れて何か協議会を作った方がいいのじゃないかというふうなことで、今の次長さんの下におられる課長さんから、酪農の問題を例にあげて御説明を願ったわけですね。それで、私ももういっただい

給調整協議会ができて上って、そうして国内の漁業生産者、こういう関係のものの中に入っちゃって、それに関連を持って行けば非常にいいじゃないかというところで、この設立に對して非常に賛成の意を表しておったわけでありませう。ところが一年もたたぬうちに、これらがほとんど力もない、ことに実績者もあまり入らないのに、今度は新規業者がたくさん出て参りますと、ほとんどこれも入らないというふうなことになるので、一応こういった新規業者を全部需給調整協議会に入ってもらおうという建前にして、それからあとに割当をやつたらどうか、そういうような行き方ではやり指導していただいた方が一番いいのじゃないかと思うのです。その点についてはいかがですか。

○説明員(大堀弘君) お話は自然に入つていただくといいことかと思ひますが、これは、なお考えさせていたきたいと思ひますが、これは申請の場合にはまあ一応だたでもやり得る建前になつておりますし、強制加入といひますか、そういうこともできませんので、行政的にちよつとそこまで参りかねるかと思ひます。御趣旨の点は十分考慮いたしまして、私どもとしてはやはり将来は需給調整協議会に集まつていただくことは、協力をやつていただくというよりは、先ほど水産庁長官のお話になりました通り、私も全然同意見でございまして、これを申し上げておきます。

○青山正一君 まあよく申し上げるわけですが、このノリの問題にしましても、それから韓国の輸入魚の問題にしましても、私も、通産当局が、

水産庁ばかりでなしに、生産者団体と、よく納得の行く方法で、たとえば、こういう時期には困る、こういう品種では困る、というふうなことをよく忠告を聞き入れてやつて、そうして、このものを、どの程度入れればいいか、あるいは悪いのか、そういう点をやはりよく生産者団体と相談してやつてもらいたい。そして生産者が納得が行けば、それでもかまわないじゃないか、方式はどうあるともかまわないじゃないかという考え方でありますので、そういう点一つお含みおきます。

○森八三三君 非常にくだいようでございますけれども、大堀さんは昨年来の経過をよく御存じのはずです。昨年申しましたように韓国ノリの輸入はいけない。阻止すべきである、ということが委員会の総意であつたのです。が、それでは日韓の貿易を交渉せしめて行くために非常に支障があるということを経済通産当局からお話があつて、そこで、国内の生産者も取り扱ひ業者も納得のできるような方法を編み出して、その了解のもとに進めようということ、これは通商当局から御提案があつて、入れざる数量についても時期についても、国内における流通の問題についても、支障の起きませんように措置をするというお話があつたので、われわれは原則はあくまでも原則として、韓国ノリ輸入禁止という一線は守つておりますが、そういう措置がとられるようになれば、その範囲内においてということ、一応の了解をしたという経過なのです。その御説明に基づいて、協議会ができた。そこで今お話のように、申

請は自由、これはわかつております。申請することは自由です。が、申請したものの全部に許可しなければならぬという理由は私はちつともないと思ひます。申請したものは全部許可しなければならぬという理由はないと思ひます。それはやっぱり国内のそこが行政指導であつて、去年お話のあつたような生産配給関係者の内部に混乱を巻き起さないうふうなことを考えなければならぬと思ひます。考えるために協議会ができたのです。その協議会に参加せず、勝手にふるまうというのを前提にしておるものを新しく参加せしめる必要は、私は行政的にないと思ひますが、それをあえて押し切るといふことはどういふことなんでしょうか。申請したものを全部許可しなければならぬというところは私はないと思ひます。だから通産当局が御提案になつた需給調整協議会の線に乗つてやつて行く、国内の混乱を招かせしめないというはつきりした御確約のできるものだけに新しい例外的な外貨の割当をおやりになつていただく、決して何も問題が巻き起るはずはないのです。それをあえてゆがめられようとするところに、説明のできない諸般の事情というやつが登場してくるのです。それをばつきりなさつたらどうですか。その辺はいかがでございませうか。申請したものに全部やらなざるならぬといふことはないでしよ。だとすれば、取捨選択が行われるのですから、その取捨選択は国内の流通過程等についても混乱を巻き起さないという見通しのはつきり立つたものだけに進めて行くといふこと、これは行政上の措置としては当然

であると思ひますが、いかがなものでございませうか。

○説明員(大堀弘君) ただいまの御発言につきましては、私どもこの場で、ちよつと行政的にそういう措置がとれますかどうか確信がございませぬのですが、なお十分検討してみたいと思ひます。

○委員長(江田三郎君) いろいろこの問題については意見があると思ひますが、今、森委員から発言がありましたように、ファーム・オフをとつて申請したものをどうするかといふことは、これはただ単純に按分比例といふこともありませんし、あるいは将来の日韓貿易なり、ノリの生産なり、流通なり、大きな目でどうやら一番そういう問題がスムーズに行くかといふことを考えた面から輸入申請に對処するといふこともあり得るわけであり、まあその点はおそらく大堀次長の方も水産庁の方も同じようにお考えになつておられると思ひますが、何しろこれは法律に基かざる措置ですから、そこをあるいははつきり言ひ切れないうような事情もあるのではないかと思ひまして、まあその点この需給調整協議会が生産、流通、輸入、一貫した円満なる調整なり発展をはかる機関であるとして、お二人ともこの調整協議会を発展して行かざるならぬといふことについては、はつきりおつしやつておられるわけですから、この程度にしておいて、今後の通商局なり、水産庁のやられることを見て、さらに不適当な措置があれば重ねて問題にするようにしたらどうかと思ひますが、どうでしよ。

○千田正君 委員長の御提案まことに
けつこうですが、しかし私は承服でき
ません。それはちまたにおいていろ
ろなうわさが飛んでおる。そういうこ
とをわれわれ国会議員が黙って見のが
すわけに行きませんからね。しかもそ
の協議会というものは通産省自体が、
去年いろいろな問題が提議された場合
に、われわれが横み立てて作ってそ
うしてスムーズにやるからということ
を委員会に報告して作ったのですよ。
それをみずから手で破ろうというよ
うなことは、われわれは許すわけに行
きませんよ。だからこの答えをきよう
は聞かなくてもいいですから、これは
大堀次長ができないとすれば、局長な
り次官なり大臣なりからはつきりした
答弁をしてもらいたい。次の機会に呼
んでいただきたいと私はお願いしま
す。

○委員長(江田三郎君) 千田君のお
っしゃるの、諸般の事情というのとは
だ輸入の超過利得の大きいものを従来
の業者だけが取扱うということでは
ない、ある程度新しいものを入れてはど
うかというだけでなしに、そこに政治
的なあるいは経済的な、暴力的な圧力
が加わっているのが諸般の事情だとい
うのですな。

○千田正君 そういうふうに、私はあ
るいは誤解かもしれない。しかしち
またのうわさにはそういうことがたく
さん飛んでおる。そこで私はせつかく
去年作られたものであるとするなら
ば、それを強化する意味において申請
する人たちはほとんど入れてやって、
その取扱いは自主的に、民主的に運
営して行けばやれることなんです。そ
れを協議会に入らないものに割り当て

るところに、私ははなはだ納得
の行かないところの行政指導があるの
じゃないかと、それを明確にしてくら
いたいと思う。

○委員長(江田三郎君) そこで今、千
田君のおっしゃる問題につきまして
は、もしきよなことがあれば、これ
はわれわれとしましてはゆるがせにで
きないことなんですから、今
後の成り行きを重大なる関心をもつて
見詰めて共に、さらに事の成り行き
を、適当な機会に重ねて問題として取
り上げると、こういうことにしてよ
うでございますか。

○青山正一君 けつこうです。
○委員長(江田三郎君) それじゃそ
ういふ工合にいたします。

○委員長(江田三郎君) それでは次に
開拓融資保証法の一部を改正する法律
案を議題にいたしますが、本法律案に
つきましては去る十日及び十九日の委
員会において提案理由の説明、法律案
の内容及び参考資料等について農林当
局から説明を聞きまして、本日は
直ちに質疑に入ることにいたします。

なおここで午前中に申し上げました
ように、建設省の方では本年相当大規
模な住宅計画を持っておられるわけ
であります。これらの住宅計画に必要
な用地についてどういうようなことに
なるのか、一方において開拓事業を推
進しておるのであります。もし片方
におきましてさようなものが宅地等に
使われ、転換されるということになり
ますと、これまた放置しがたい
ことになりまして、その問題をも合
せて問題にいたしたいと思ひます。
従つて出席されておりますのは農地局

長及び農地局管理部長と建設省の計画
局長でございます。御質疑がありまし
たらお願いいたします。

○溝口三郎君 本法の改正の理由は簡
単でございます。入植者の数だけ開
拓地がふえたに従つて融資の保証金を
ふやそうということでございます。さ
が、大した問題はないと思つておりま
すが、二、三お伺いしておきたいので
ございます。入植三年までは政府から
長期の融資が出る、三年以後になると
資金がなくなる、その資金に
て中金等から借りるもの、資金がこの
法律の対象になつておるといふこと
でございますが、先般説明を受けた
が、開拓農地の概況について入植者と
開拓地について資料が出ております。
それによりますと二十七年以前の入植
者に対する開拓地、そして二十七年以
後今日までの増加した耕地の面積に対
して出資しておる入植者に対する資金
が、今年約十七億ぐらゐございます。
その六分の一が基金の元になるとい
ふことの説明を伺つたのであります。
こういう考え方で行きますと、今後毎
年増加するに従つて、この法律の改正
をして、基金を増加していくようなお
考えであるのかどうか、その点からお
伺ひして行きたいと思ひます。

○政府委員(渡部伍良君) 開拓者の開
拓事業が進みまして営農が拡大するに
つれて、こゝに資金の必要が増加す
るのは当然でありますので、さうい
つた需要量の増加に従つて金を増加し
て行きたいと思ひます。これを毎年やる
かどうかというところが問題であります
が、実は開拓地の協同組合が五千近く
ありまして、その強化を待たなければ、
なかなかこゝに金を融通するにつ

きまして問題がありますので、それ
と相待ちましてこの金も増して行きた
い、こゝに思つております。
しかし最近の実績を見ますと、去年も
増加し、今年も増加する、こゝに思
つておりますので、われわれの
ほうではいづゆる不振の地区の開拓
者、開拓地の協同組合といふものの強
化をはかつておりますから、それに
応じて借り入れ能力がでるということ
であれば、来年も増加しなければなら
ない場合もでてくるのじゃないか、
こゝに思つております。

○委員長(江田三郎君) ちよつと溝口
君済みませんが、建設省の計画局長が
ちよつと急いでおられますので、計
局長の方へ御質問があれば、それを先
にお願ひいたします。

○森八三三君 今度の予算を拝見した
しますと、民主党の公約であつた四十
二万戸の住宅建設が遂行される。そ
こで一面国内における食糧の自給度を高
めていくといふことのために、各般の
施策が講ぜられておる。その一環とし
て今ここに議題になつておる開拓の問
題が強く推進されておる。そこで急
激に膨大な住宅が建築をせられるとい
ふことになつておると、開拓農地との
関係が一体どうなつてくるのか、それ
が国内食糧の自給度との問題の関連
で、どういふような結果を持ち来た
のかといふのが、われわれの心配の点
なんです。その点を一体どういふ
うに建設省の方では計画されておる
か、具体的に話を聞きたいと思ひま
す。

○政府委員(渡部伍良君) この住宅宅
地の需要と農地の保全という関係で
ございますが、これは住宅政策の上で従

来からもまあきつめて重要な問題の一
つになつておつたわけでございます。
御質問の点はごもつとだといふ
に存じております。従来の経過を申し
上げますと、毎年々々何といひます
か、コンスタントな住宅需要といふ
ものを、当然一面におきまして現在の市
街地内で消化できないといふような関
係からいたしまして、農地のつづれ地
転用といふ形において現われてくるよ
うな状況になつておつたことは御承知
の通りであります。大体実績といひ
まして、これが毎年平均七百万坪程
度のものが、農地から宅地に転用をさ
れていくといふうちに、私どもは農林省
の統計等を通じて承知をしてい
ております。これらにつきましては、
個々の農地の転用といふ形、あるいは
宅地の造成としての区画整理事業の一
方に行われていけるといふような結果
からしまして、かような農地の転用七百
万坪といふようなことがそれぞれ出
てくるといふふうに考へておりますが、
そのうちで国が関与し、あるいは公共団
体が関与し、あるいは建設省の指導の
関係で、いろいろ問題にしなければなら
ない点と申しますのは、都市計画の
適用の取り方、それから区画整理を対
象とする区域の取り方、こゝにいた
うなことが、建設省の指導の上で考へ
られなければならない問題点だと存
じております。さうな点につきまして
は、前回の国会であつたと思ひますが、
土地区画整理法という宅地の造成の基
本法を御審議いただきましたわけであ
りますが、この法律の運用の上におき
まして、また規定の立て方の上にお
いて、農地との調整をとる必要がござ
いまして、その点は規定の上で明確に農

地との関係を、協議の上で、区画整理の施行地域を取り上げて行くというふうな関係を盛り込んだように承知いたしておきます。それが従来の経緯でございまして、今回の住宅政策から出て参ります農地との関係でございますが、具体的には今申し上げました土地区画整理、これは普通公共団体で行われるのが従来の例でございますが、今回新しく四十二万戸の計画に伴いまして、日本住宅公団という一つの機関を新しく設けて、これの一つの業務として、宅地造成事業を行わせるというところが新しく出て参ります。これは新しく今回の住宅政策の上で農地との関係、すなわち宅地造成という観点において、問題として新しく出て参りましたのであります。この規模でございますが、大体百万坪という宅地造成を行うという事に計画をされておる。大体今年度の住宅政策で、とりあえず宅地造成で問題にいたしておきますのは、その点でございます。

○森八三一君 今の宅地造成というのは、今われわれが議論をしておる現に食糧の直接生産に関係のない国土のうちから、新しく住宅用地として適当な開発をして行くというように理解してよろしいのですか、現在米麦その他の食糧が生産されているものうちから、これの百万坪歩を住宅の建設用地として計画して、転移して行くということになるのか、この点は一体どういうことになるのですか。

○政府委員(荒江操一君) 私どもの考えとしては、できるだけこれにはやはり御指摘がありましたように、生産力の高い、食糧政策上も重要視されている農地を、できるだけつづさな

い方法において、この百万坪確保の方法を立てば、それに越したことはないと考えておりますが、実際問題としては、なかなかそうも行かぬというふうな事態が起るのではないかとこのように思っております。さういふ関係におきまして、住宅政策のそもその出発点から、宅地の政策につきましましては、農林省と緊密な連絡のもとにこの計画を立てて行かなければならないということを出発をいたして参っておりますが、現在まだ具体的にはどの場所を宅地として開発する、宅地候補地にあげるかというところがまだはっきりきめられておりません。さうしておらないわけでありまして、さういふ点から、どの程度の、ただいま御指摘のありましたような農地がつぶれて行くかといったようなことは明確にはまだ申し上げられない段階になっております。しかし全体の考え方としては、さういふ農地を転用して宅地にするという事態は、できるだけ他の方法において求められない場合において考えるという基本原則に立つて、この宅地の造成等の仕事を行なう行かなければならぬ、まあかような考え方でありまして。

○森八三一君 農村地帯と都市周辺地区とは実態が非常に異なっておりますから、一がいこれに論ずるわけにはいかぬと思いますが、最近町村の合併や何かで市の区域も相当拡大せられて、かなり広範な地帯を持つようになつて参りましたので、その市の所要する住宅建築用地というものは市の中

で相当求められるような情勢になったことは間違いないと思つて、そういう場合に、既耕地をつぶしませんで、かなり地方に参りますれば丘陵地

帯のような、むしろ開墾をして畑にするよりか、住宅としては適当な山林、山林と称するほどでなくても、囲まれた、住宅としては実にいい場所がある、たださういふ場所は交通の施設、上水道の施設等が、さういふ地点は非常に完備されておられません地域であるので、そこへちよつと一つ住宅を作りますと、これは非常に生活が困難で困る。しかし今度の集団的に建設省、政府が責任を持つてお作りになるというふうな場合には、相当の戸数が一べんに建築されるわけでありまして、さういふ地点を開発して参りますれば、集団的に電気の施設も、水道の施設も、下水の施設も、あらゆる施設が完備できる。さうして生活地域としては、むしろ水田のまんなかに作つたような非衛生的な地帯よりは、高燥な丘陵地帯を選ぶことの方がよろしい。さういふような交通の問題なども今度の住宅建築計画にはお考えになつておるかどうか。さういふ問題が考えられませんか。これはおのずから交通至便な、生産力の高い既耕地がつぶされるという方向に私は必然的に行くと思つて、だからさういふ点が一体考えられておるかどうかというところをお伺ひしてみたいと思つて。

○政府委員(荒江操一君) 結論的に申し上げますと、お話の通りに考えてみると、さういふことに向つておるつもりであります。従来の宅地造成あるいは農地の転用という方式の場合には、これは先ほど申し上げましたように、いわゆる個人々々の需要当事者の土地の売買ということだけで解決されておつたのでありまして、どちらかと申すと、それについては国、公共団体はやや当事

者の責任にまかすという形をとつておつたわけでありまして、今度の住宅政策の一つの特色には、その点は集団的な住宅開発をして行く、集団的な住宅を建てて行く、さういふ考え方でありまして、今申し上げましたように、百万坪の土地造成というふうなものを、さういふ集団住宅地のいわゆる需要に應ずるという考え方でも打ち出したわけでありまして、その候補地は、お話のようにいわゆる山林地あるいは荒蕪地といったような、耕地の条件にかなわない所でも十分宅地として利用できる余地のある所をむしろ優先的に考えて行く、これは土地の合理的利用の上から当然なことでありまして、さういふ考え方でも候補地を物色して行くという方針を立てたいと思つて参ります。ただお話のように、従来の場合にはさういふ計画を持ちませんで、しかも集団的でありません関係からいたしまして、いわゆる公共施設、上下水道の問題にいたしまして、道路を作るにいたしまして、非常に不経済な形に、一戸々々のために土地、上下水道というものが考えられませんが、さういふことが考えられませんが、さういふ土地を物色することを困難ならしめたというわけでありまして、その点は今回はさういふ配慮を加えて、住宅公団の国の出資の積算の基礎にさういふ上水道の施設を整備する事業費等、あるいはその区画整理をいたします関係からいたしまして、さういふ補助的な街路、幹線道路は、これは別に公共事業でプラスして行くという必要があるかと思つて、さういふような事業費が織り込まれて実施の形になつてお

りますので、結論的に、御意見のようない点が十分考慮されて行かれますのではないかとさういふふうに考えます。

○千田正君 今の森さんのお尋ねに関連して伺ひますが、今度の住宅の計画には非常に庶民階級の住宅、しかも十坪とか、六坪とかというものが、さういふのが多いのです。むしろさういふのをたくさん建てることによつて平面的な土地がつぶされるのが多いのじゃないか。むしろ立体的に計画を立てられた方がはるかに土地の利用度が効果的である。と同時に、今十坪や六坪のうちに建てても、五年や十年たつとまた建てかねなければならぬような不経済な計画よりも、もう少し考案されて、立体的な、さうして収容能力の多い効果的な計画を持たれる方がはるかに私はいふと思うのですが、その点はさういふ割合において計画を立てられておるわけなんですか。

○政府委員(荒江操一君) あとで資料で詳しく数字的に御説明申し上げたいと思つておりますけれども、大体におきまして高層率というのは従来よりも率を高めております。従いまして、戸数の絶対量がふえておるのに対しては、むしろ土地を、いわゆる敷地面積を、さういふ高層率の方で補つて行こう、さういふ考え方を打ち出して参りますので、御心配の点は比較的慎重に考えたとつてもあります。さういふ数字を後ほど持つて参りますから、それによりまして説明をさせていただきますと思つて参ります。従来よりも住宅のいわゆる建坪を減らしまして、いわゆる六坪あるいは八坪という、いわゆる小さい住宅戸数をふやしたということがいろいろ言われておりますけれども、これも一

戸建ての小さい住宅を建てるという、今申し上げました六坪とか、八坪の一戸建てを建てるという考え方でありませんで、むしろアパートの一戸々の坪数を、今申し上げましたように、従来より狭めて、いわゆる母子世帯でありますとか、新婚世帯でありますとか、そういうものの需要に応ずる、こういう考え方で打ち出しております。数字その他はただいま持っておりますから、その上で……。

○千田正君 そのアイデアは非常にけっこうですがね、日本の建築技術も相当進んでおりますしね。ですから耐震、耐火等においても相当耐えられるような技術は相当進んでおると思っています。土地の少い、ことに敗戦後におけるところの今日のような土地の少い、しかも農耕地はある程度つぶさなければならぬというような状況にあつては、やはり六坪だとか、七坪だとかいうものは何階建の高層な建物の中に収容することによって、そういう問題の解決に向つて行かなければならぬと、こういうふうな思ふのですが、どうも建設省の御説明は、私今日初めて聞いたのですけれども、二階建、三階建程度のアパートであつたならば大した差がないのであります。むしろ八階か、九階のコンクリート建の方が収容能力も多いし、つぶす土地も少いし、そうした効果的な面をねらつて計画を立てられた方が、予算上から言つても、また将来性から言つても、効率から言つても非常に効果的だと思ひますが、そういう点の割合はどういうふうに出ておりますか、ちよつと伺ひたいと思ひます。

○政府委員(渡江謙一君) まあこれは公団住宅と公営住宅と、公庫住宅という三種に分けて、国の資金による住宅の供給を考えておるわけでありまして、その中で公団住宅の方はこれは大体中層以上の高層化をねらう、こういう考え方でつておるもので、御趣旨の点に副つておるのではないかと、うらふらふに思ひます。で、標準建坪といふゆる八坪とか、六坪とかいう小規模ではなくて、十二坪以上を予定しております。そこで公営住宅の場合は、今お話に出ましたような非常に規模の小さい住宅をよけい建てる、こういう線を打ち出しておるわけでありまして、そのうちで第二種、これは収入額の低い階層をねらつて供給しようという考え方でありますが、それにこの小規模な住宅供給という形が出てくるのであります。その中で木造の八坪というのを二十九年度で七千七百戸程度を考えておりましたのを、今回七千五百、これは従来の絶対量を下廻つております。そのほか八坪の簡易耐火という耐火構造の要求にはなつておるのですが、これが従来の一千二百二十七戸に對しまして今回は一千、これも絶対量は従来よりも落ちております。それから新たに簡易耐火アパート、これがまあ御指摘の問題になる六坪の八千戸というのを新しく計画いたしました。ただ、これは今申し上げましたようにアパート形式でありまして、一戸建をとらないという形で、量は非常に多い。規模は小さいといふのでいろいろ御批判はございましてけれども、高層化の方法はアパート方式をとつておりますので、その点は宅地面積の方では経済的な方法をとつて、こゝういふふうに考えてい

ただいてよろしいかと存じます。それからお話の中に、もつと高層化の程度を高くしたらどうかというお考えであります。これはまあ私どもの部内としていわれる高層化の程度を高くするといふ考え方は非常に賛成なわけでありまして、ただ予算上の制約に伴ひます。四階以上に高層化することについては、やはり附帯設備として、たとえばエレベーターを必要とすると、まあそつといつたようなことで一戸当りの建築費が非常にかさばります。さういふ予算上の制約、限界といふものが伴ひますので、四階以上の高層化といふのは、かなり家賃がかさばるといふことを条件にしてその方の供給を考へる、こゝういふ方法をとつておりますので、全部が全部その方式に切りかえるといふことは困難である、こゝういふ状況にございまして。

○委員長(江田三郎君) 計画局長の方はよろしいですか……。

○溝口三郎君 先ほど説明を伺ひましたが、宅地造成の百万坪でございまして、これは住宅公団の二万戸の建築に見合ふ敷地なんぞございまして、それとも別個に百万坪こしらえて民間自力建設の方に廻す予定になつておるのでございまして、その点お伺ひしたいと思ひます。

○政府委員(渡江謙一君) 百万坪の宅地造成計画を出したものは、計画といたしましては、三カ年間に三百万坪、三十年代初年度百万坪、こゝういふ考え方でございまして、それでその三百万坪三カ年間の計画を出しました基本は、従来の市街地の供給可能面積、その従来の供給可能面積といふのは、市

街地の遊休宅地並びに既成市街地内のいわゆる不良住宅の改造、その他いわゆる高層化等の措置によりまして供給可能な宅地面積を差し引きまして、それからすでに区画整理を済まして、いわゆる宅地とせしめて造成されていく既成の宅地とございまして、それらの供給可能な面積を差し引きまして、新しい四十二万戸の需要宅地面積に應じ得る残りの分を計画として盛り込みましたものが、今申し上げた三百万坪といふ格好になつております。従いまして、これは公団の二万戸分のほかに民間自力建設の需要に應ずる分が含まれております。

○溝口三郎君 緑地の五百万坪の開放という問題があるようでございまして、それについて説明していただきたいと思ひます。

○政府委員(渡江謙一君) 緑地の五百万坪の件でございまして、これはあるいは御承知かと思ひますが、東京都の周辺に緑地帯といふ一つのいわゆる公園的な、空地比率の高い地帯を、グリーン・ベルトと呼んでおりましたが、外国の都市にもやはりこゝういふようなグリーン・ベルト式な、いわゆる緑地帯といふものを都市周辺に設けまして、都市計画上のいわゆる施設を考へておるわけでありまして、さういふ地域が東京の場合でございまして、例の戦時中の防空上の措置その他の上でとられました空地、これらを戦後に、いわゆる緑地としまして計画的に転用したわけでありまして、こゝういふような地域が約三千万坪ほどあると実はございまして、これらの現況は大體が農耕地であります、都市計画上の制限の上では、要するにこれらに建

物を建てる際の土地と建物面積の比率でございまして。これを私も普通建築率と呼んでおりますが、建築率を割以上にしてはいけない。つまり土地の全体の敷地面積の上で一分割しか建物を建ててはいかぬという制限が緑地地域の制度の上では立てられておるのでございまして、こゝういふ地域を実は五百万坪ほど解除したといふことは、五百万坪程度一割の制限を緩和した、こゝういふことに措置をいたしたわけでありまして。これは実際の現況は、今の一割制限といふことを一応都市計画上の計画の上では決定されておりますけれども、現状は住宅地の方がかなりそれにはなほだしい、結果といたしましては、一割制限は必ずしも守られておりませんで、そのうち二割が建物敷地面積になつたりしたり、こゝういふ事情がかなり現れております。それらを放任しておきますと、いわゆる一割制限という線が無計画的にくずれて参りますので、それらのことを考慮いたしまして、計画的に一割制限は二割制限まで高めて、いわゆる市街地化してもやむを得ない地域といふものをある程度とりまして、それらを解除する考え方に立つたのであります。それらが今申し上げました五百万坪の解除という結果になつたのであります。従つてこれは従来その中には農耕地であつたものもございまして、すでに宅地という形にやつてゐるものもございまして。しかし建物建てる制限率の方では一割制限といふものは、宅地の場合でありまして、農耕地の場合でありまして、同様に働いておつたのであります、その制限を五百万坪の地域にわ

たつて解除した、こういうことでござ
います。

○溝口三郎君 本年度五百万坪で、先
ほどの宅地造成のように、本年度百万
坪で三千万坪といたつたように、
来年、再来年の分もあるのですか、緑
地について……

○政府委員(渡部伍良君) 緑地の解除
につきましては、都市計的にみてもグ
リーン・ベルトの存置を必要とする
というふうな見地に立ちまして、これ以
上の解除は実はしない方がいいのでは
ないかというふうに考えられます。

○溝口三郎君 公営住宅の計画は本年
度五百万坪、三年計画で十五万坪とい
うような案を持つておられるように承
わつておつたのでありますが、五百万
坪は本年度の五百万坪に見合うような宅
地になるのか、という、来年からは
土地に対しては計画がないのですか、
その辺をお伺いしたいと思います。

○政府委員(渡部伍良君) お話の御質
問の趣旨は、五百万坪と五万坪という関
係が当然結びついているのじゃないか
というお話ですが、これは全然それは
計算外にいたしておるのであります。

○政府委員(渡部伍良君) これは戦後
の開拓者を全部対象にしたいと考えて
おります。それははっきり申し上げた
いと思ひます。というのは、大体早け
れば六、七年で開拓者が独立できる
遅ければ、いろいろな理由があると思
ひますが、十四、五年もかかるわけ
であります。また少くともこの地区
を見まして、ひとり立ちができる
という地区は、ある部落なら部落を取
つて、漸次基金をふやして行くのは当然
だと思ひますが、開拓者というものの
考え方をどういふふうに考えたらい

○理事(千田正君) はかに御質問ござ
いませうか。
〔理事千田正君退席、委員長着席〕
○溝口三郎君 開拓地の増加に伴つ
て、漸次基金をふやして行くのは当然
だと思ひますが、開拓者というものの
考え方をどういふふうに考えたらい

のか、おそらくこの開拓者は戦後後緊
急開拓ができて、そこに入つた人たち
を開拓者というのだと、二十一年から
現在までに十三万六千戸の人が残つて
いる、で、本年この資料によりまし
と、二十七年以前の開拓者が約十三万
戸、そして耕地面積が二十四万町歩、
その後二十九年度に、一年間にその人
たちの耕地が二万八千町歩ふえた、そ
れが元になつてゐるようでありまし
が、来年になりまして、二十八年度ま
での入植者の分になつてゐるそれが八
千戸になつてゐる、元の二十七年まで
に入つた人はそのままでいいのかどう
か。漸次そうやって行つた場合に、開
拓者というものはどの程度に限界を置
くように考えておられるか。ずつと先
まで開拓者という考えでその人たちは
融資をしてもらへる対象に置くべきな
んだというはつきりした考え方がない
と、二十一年ごろに入つた人たちはい
つから融資を切られてしまふのだとい
うような不安が出ないとも限らないと
思ひますが、その辺をはつきりしてお
きたいと考えております。

○政府委員(渡部伍良君) これは戦後
の開拓者を全部対象にしたいと考えて
おります。それははっきり申し上げた
いと思ひます。というのは、大体早け
れば六、七年で開拓者が独立できる
遅ければ、いろいろな理由があると思
ひますが、十四、五年もかかるわけ
であります。また少くともこの地区
を見まして、ひとり立ちができる
という地区は、ある部落なら部落を取
つて、漸次基金をふやして行くのは当然
だと思ひますが、開拓者というものの
考え方をどういふふうに考えたらい

うど何と言ひますか、戦争後こういう
ふうに緊急開拓で急にふえてゐるとい
うのが一つの時期を画したということ
で、それ以後のものをこの制度の開拓
者として取り扱つて行きたいと、こう
いうふうに考えております。

○溝口三郎君 それはわかりませんが、
現在では戦争以後、昭和二十一年の開
拓事業始まつて以後の入植者を開拓者
というふうなことにされておられます
が、漸次この制度が續いて行つた場合
に、大蔵省あたりではななるべくこうい
う予算を切つてしまつた方がいいのだ
というふうなことから、昭和二十五年
以前のものを切つてしまふとかいうよ
うな問題が早晩私は出て来ると思ひ
ます。

○政府委員(渡部伍良君) それはただ
いまはこの法律に書いてありますよう
な、地方の信用保証協会と中央の保証
協会との保証額が同額になつてゐるわ
けなんです。これにつきましては
開拓者の営業が成功してつづけばなれ
ば、そのつづけばなつた人の何といひ
ますか、保証でもつと保証ができる
可能性ができるわけなんです。また
従つて地方の保証と中央の保証とかえ
ていいじゃないかという議論が当然出
てくると思ひますが、われわれとしま
しては、少くとも終戦後の、先ほど申
し上げました開拓者についてはやはり
一丸として扱わないと、その開拓地の

それだけの地区が成功して行かない
と、こういうふうに考えております
で、そういう問題が当然起ることは、
まあさきさきに行つて考えなければい
かぬと思ひますけれども、扱ひは、途
中で何年度以前の入植者を切ると、こ
ういふふうな考え方はしてございま
せん。一方補助する方は、これはある程
度行けばあとは自力でやつて行つたら
いいじゃないかというので、古い開拓
者の分の補助を切つておるのがありま
す。この資金のやつは政府出資で保証
をするとはいいながら、もともとは自
分たちが金を集めて相互に助け合おう
という制度でありますので、ただいま
申し上げましたように、ある年数がた
てば、これはまあ五十年、百年たてば
變つてくるかと思ひますが、この当分
の間は途中で切るといふ考え方は全然
持つておりません。

○溝口三郎君 五十年、百年先のこと
はわかりませんが、今戦争以後の入植
者についてはこの制度の対象になるの
ですが、たとえば昭和十六年、十八年く
らいに開拓団臨時にやりました入植
者には、この制度はないのでございま
す。そういうような事例から言いまし
て、私は大蔵省あたりでは、もう二、
三年もたつたら、昭和二十三、四年以
後の分とか、こういう予算の説明の仕
方から言つて、私は必ずそれは毎年出
てくるのじゃないかと思ひます。だから法
律が政令に、この対象になる開拓者は
どういふものを言うのだというふうな
ことを明文ではつきりしてないといふ
ことも毎年言はれるようになるか
ら、その点について私はよくお考えを
伺つておきたいと思ひます。

○政府委員(渡部伍良君) 現在その法
律の制度としては、政令で開拓融資保
証法施行令の第一条で、昭和二十一年
度以降入植したものという趣旨の規定
があるわけなんです。しかしこれは法律制
度の問題じゃないに、実質的な問題と
してお話のような点があるのじゃない
かと思つて申し上げておるわけござ
います。法律の規定では現にあるわけ
でございまして、これを将来とも確保
して行きたいと思つております。

○溝口三郎君 もう一点伺つておきた
いのですが、中央保証協会の出資金と
地方保証協会の出資金の割合が、今度
改正になりますと二分の一ずつになる
わけでありまして、一番当初は中央
出資の方が三分の二で地方の方が三分
の一というのですが、この率については
はつきりしてない。予算のつと、こう
いふふうに変つてくるのではないかと
思ひます。中央と地方は半々にする
とか、今年こういう予算になるのだと
ありますが、そういうことを確定してお
くような立法措置はできないのです
か。切られてしまふと、今度はもつと
減つてくるかもしれないということに
なるのです。この改正についてという
参考資料をいただいたのですが、それ
の二ページ目に、昭和二十七年六月末
の地方保証協会の出資は一億七百万
円、中央は一億九千万円、これは三分
の二と三分の一なんです。今度の改正
によると、三十年六月末は地方も三
億、中央も三億ということになるので
す。中央と地方の率が、予算のたれる腕
のあるときには余計になつたり、また
少くなつたりする。こういう点につ
いても、二分の一ずつ出資するとかとい
うことが明文化されておると安心がで

きると私は思うのです。その点についてはどういふふうにお考えになつておられますか。

○政府委員(渡部伍良君) これは法律の規定では、地方の保証協会も中央の保証協会も出資の六倍まで保証するといふことになつております。従つてこの二分の一ずつというよりも、中央の保証協会の出資金が地方の保証協会の出資金以下である場合は、地方の保証協会の会員たる組合が出資を増して、その差額だけは保証を中央でしてくれないといふことになるわけでございます。そこで地方の組合の充実によつて、出資金がふえる程度までは中央のやつを増して行かなければ運用がうまく行かないのであります。そこで大体の地方の出資の伸び方を見、また先ほど申し上げましたように、開拓組合の経営を刷新することによつて出資を増加せしめて、それに合致する政府出資を行つておるのであります。従ひまして、地方の成績がよくなれば、当然中央のものも増して行つてやる義務がある、政府としては義務を感じなければならぬ、こゝろいふふうな状況になつております。

○飯島達次郎君 政府出資金の算定の基礎が参考資料によると、肥料の資金額といふことで計算されておりますが、別な資料によると、やはり融資保証による短期資金の需要の状況を見ると、金額が少いとは言へ、あるいは飼料の資金で少いとか、或いは農耕資金とか、家畜家禽の資金等が逐年増加の傾向にあるように思ひ、また開拓農家の経営の状況を資料によつて見ても、特に開拓地の農家経営には畜産部面の比重がかなり大きいし、また畜産

うでなければ開拓農家の経営はなかなか立たないのではないかと、こゝろが一般の常識であらうと思ひます。そういう点から考へて、こゝろいつた資金の算定等が、九割を占めているからという理由だけで肥料だけを表に出して、ほかのことが軽視されていくといふことは、少くとも財務当局等に対しては誤解を招き、あるいはさういふ面が非常に軽視される懸念があるように思ひますが、これは実際問題としてはどうなんですか。

○政府委員(渡部伍良君) 御注意の点もつともありますが、実はこの町当り肥料所要資金、一万四千九百円と、こゝろいふものが書いてございまして、これがある程度幅のある金額でありますので、一応これだけ見ておけば、そのほかのものもカバーできるのではないかと、こゝろいふふうなラフな考え方ではあります。確かに資料の作成方法としてはまずいんじゃないかと思ひます。その点は今後、われわれ資料作成なり、あるいは大蔵省に要求する場合に十分注意したいと思ひます。

○飯島達次郎君 さらに、ただいま薄口委員から御質問のあつた点、私どもこの制度自身については単に補助金にたよるといふ考え方を捨てて、こゝろいつた自助的な、しかも自主的な方法で、だんだんに農家の発展や経営の主体を確立しているこの法の精神はまことに意を強くすることでありまして、こゝろいふ見地からいたしまして、開拓者の数が年々増加をすれば、それに伴つて自動的に資金需要が多くなつて行くといふことは、これはもう当然のことでありまして、こゝろいふことを、つま

り大蔵当局等に対しては最初の予算折衝なり、法の成立のときに大体確認されているのかどうか。つまり一年と開拓者の数が増加するに従つて、当然増加する資金需要が並行的に認められて行くのかどうか、その点……。それからもう一つは、単に開拓者の数が一年と入植戸数を増すに従つて増加するのみならず、今度は一方においてみずから出資が義務づけられていくわけでありまして、出資の状況等を拝見して、こゝろいふ出資が、これも当該開拓農家の出資も、この表に見るがごとくに、だんだんある程度の制限があるのではないかと思ひますが、これらの資金の状況がどうなつていくのか、それらの点、この問題を将来運営して行く場合の一つの大事なポイントじゃないかと思ひ、その二点について……。

○政府委員(渡部伍良君) まず第一の点であります。第一の点は趣旨としては大蔵省も認めておるわけでありまして、ただどの程度という問題になる、そのときそのときによつて問題が出て来ると思ひますが、第二の点は先ほどちよつと触れましたけれども、五千あまりの単位開拓農協のうち相当数の開拓地が地の利を得ない、あるいは開拓地の一地区の組合員の数が少ないとか、いろいろの理由でなかなか運営がむずかしいのでありまして、ことに先ほど申し上げましたように、いいところは非常に早く、もう五、六年で付近の既農家以上の経営をやつておるころもありまして、地の利を得ないといふところでは非常に苦しいところがありまして、三十年

度の予算に僅少でありますけれども不振開拓農協の経営刷新に関する指導費でありますとか、あるいはまた開拓の実態の調査、ちよつと二十一年から十年目になりますので、もつと徹底的に、いいところは相当よくわかつていくのですが、悪いところがなかなかつかめていないといふようなので、さういふ調査費もつておきます。さういふ営農のつとめ下した指導、これは既農家の協同組合と違つて非常に熱心な指導者がおられます、現実にいろいろなことをやつておるのです。が、大体の方向がきまつたので、ぜひこの不振組合の指導の費用を予算にとつてくれ、こゝろいふような関係で、むしろそつちの力でとれたような関係になつておられます。従つてそれらが伴いますれば、信用保証の基礎となる、基金となる出資も単位組合から上つて来る金額が多くなつてくると思ひます。われわれとしては、先ほどの表にありますが、肥料だけを見ましても、開拓地の面積からいへば三十三億要る、それに飼料とか、あるいはその他の経営資材のものをいれれば、現在でも借りたい金は三十五億も四十億にもなるのであります。が、実際は信用度が薄いために、そこまで金融機関等の協力を得られないのでありますから、さういふものを解消するためには開拓各農家の経営を刷新し、ひいては組合の経営を強化して、できるだけ開拓地の生産力の向上なり、経営の向上を期して行きたい、こゝろいふように思つております。

○千田正君 今のお答え、飯島委員のお尋ねに関連してお伺ひしますが、開拓農協ばかりじゃない、普通の農協でも同じようでありまして、相当実力のある協同組合には比較的重点的に借りられるチャンスが多い、實際苦しくて必要となるところへはさうも大蔵省の方針が、あるいは農林省の方針が知らぬが、とかく行かないところが多い、私は今のお話を聞いて、まあいろいろお考えがあるようでありまして、一番苦しいのは私は土地的に恵まれない、条件に恵まれないところは何かして金を借りるなり、補助なりをもつて営農を案にして行きたいといふこと、これは当然だと思ひます。ところがその手続きの方法なり、あるいはいろいろな関係から、貸す目標はむしろ苦しいさういふ組合や、あるいは農家で、はなれて、比較的国から借りても返しやすいところの方へ金が流れておるといふのが従来の行き方であつたようでありまして、今度のこの融資法によつては、さういふほんとうに苦しい、どうしても借りなくては生きて行けないといふところに均等するやうな方法をとつておられますか、それとも従来と同じやうな、大蔵省がうるさいのだから返せるところへまず先に貸してやる、こゝろいふ方法で行くのか、この点を……。

○政府委員(渡部伍良君) この実際の金の融通は系統機関でございまして、大蔵省とは関係はないのであります。が、お話のように、ずいぶんもんちゃくがあるわけなんです。安全なところへ貸したがるのが金融機関でありまして、それをほんとうに必要とするところに貸すようにするのは、どうしてもしようがない保証がある上に、まあ農林省ももちろんであります。が、あるいは

連合体を作つて、連合会がそういう地方には、経営状態が悪いので組合も当然不振ですから、特別にみんなが寄つて助けてやるので、貸せという指導方針をとつておるのであります。しかし、これはなかなか言ひやうは行く行はなれなくで、開拓の農協連あるいは開拓連盟等の人も相当けんか腰になつて中金の人あたりとかけ合つております。われわれもそれに向つてはできるだけの援助をやつておるのであります。これは今後ますます本間に腹を入れて行かなければ、不振地区に必要な営農資金が行くという事は容易でない、こういうふうに考へております。

○東隆君 私は既設の農協と、それから開拓農協との関係ですね、これは私は大変将来問題になつてくると思うのですが、開拓農協は今平均どれくらいの規模になつておりますか、組合員はどれくらいになつておりますか。

○政府委員(渡部伍良君) 私の方で調べたものでは三十五くらいになつております。大きいので二、三百程度です。ね、七、八戸というのもあるものですが、これはどうしても地理的に、一方では当然そういうところは既存の組合に入れてくれたらいいじゃないかと、こういうのが、その組合で入れてくれないが故に独立の組合を作つておるというふうな関係もありまして、そういうふうなのを平均すると非常に小さい規模になつております。

○東隆君 私は非常に小さいもの、それから大きいものはこれは別であります。が、小さいものは既設の農協に加入をして、そうして非出資の農業協同組合というふうな形でもつてやつて行くのが、これが一番いいのじゃないか、こういう

考へ方を持つのですが、そういうような場合に、いろいろな法律その他の問題もあると思うのですけれども、農林省は私のかえつて開拓農協の設立を非常に強要したんではないかと思ふのですが、そういうふうにはないのですか。

○政府委員(渡部伍良君) これは法律上の問題よりもむしろ事実上の問題だと思ひます。理屈としては先ほどちよつと触れましたが、東委員もおつちやつたように、既存の農協に小さい地区の分は入れるべきであるというふうな考へるのであります。が、御承知のように、緊急開拓、その後の数年間の開拓では相当既設農家との間に摩擦とい

いますか、協力がうまくない面が相当あつたわけですね。もちろんうまくやつてゐるところもあるわけでありまして、そこで現在こういう小さい規模の農協をどうしてやるかというので今開拓連のほうで検討しております。その方法としては既存の組合の方に吸収してもらふことができれば、それが一番よろしい、そうでなければ、地域を町村に限らずに少し広域の開拓者だけが寄つて、つまり今のある個々の小さい組合を合併するという格好になります。そういういろいろな方法を考へておりますので、まだ決定的な結論が出てないやうであります。これは非常にむずかしい問題がありまして、広域にする

と、たとえば販売、購買についても、その配給費なり販売費が余計かかるとか、そういう問題があつて決定的な結論は出ておりません。私の方としては、もう少し検討して行きたいと思ひます。

○東隆君 その今のやうな場合に、販事業だの、それから信用事業、そういうやうなものは既設の単協を通してやるといふ態勢を確立した方がいいのじゃないですか。それは既設の単協のものは厄介なものでは来てもいいくない、こういう考へ方を一応これは持つてゐるわけですね。それから今度は開拓農協の諸君はどういうことを考へておるかという、政府が特別の助成をするか、農協のものが利用するののじやないか、こんな猜疑の目的をもつて見ておる向きもあると思ふのです。これはやはり早いうちにこれを一つにするという態勢を作るために、先ほど申し上げましたやうに非出資の農業協同組合です、ね、そういうやうなものにしてその区域内の単協に加入させる、そして開拓関係でもつて手厚い助成をした、あるいは金融の面、その他のときにはそこにとまらなかつた形でもつて流す、それから普通の農業資材関係であるとか、その他のものはこれは既設の農協を通してやつた方が確かに有利に行くのだし、何も問題がない。それをわざわざ一つの村の中に別々な経済係をこしらえて、そしてしかも非常に資本的に少い形でやつて行く、それは背景に農林省の農地部があるかもしれないけれども、私はこれはまずい、こう思ふのです。それからそういうやうな意味で私は一つの行政区画を中心にして農民が結集をして行くという態勢をもつて行つた方がこれは一番いいので、そいつになすまいやうな形の指導をやるのが私は間違つてゐるのではないかと、こういう考へ方を持つわけですが、その点はいつかまた御意見を伺いたいと思ひます。そこで私はここに関係があることなんです

が、広島県の開拓融資保証協会、こういうやうなところで代弁済をした例がある。こういうふうに書いてあります。が、これは一体どういふやうな事故の場合ですか。

○政府委員(渡部伍良君) 前段のあれであります。問題になつておるのは地元の既設農家の協同組合と仲が悪いという点をどうするかという問題でありまして、おおむねのところは、同じ日本人ですからおおむねと言ひます。か、半分が半分以上ぐらゐまでになると思ひますが、うまく行つてゐるわけですね。あとに問題になつてゐるのは、結局何と言ひますか、既存の協同組合も十分活動しておらない。あるいはそういう場合であります。そこに入つても仕方がないから、開拓者だけではないといふやうな例もありまして、ですからこれは別々になつてゐるという理由では、一概にすぐ解決できない問題があるものだから、われわれの方でも開拓連の方でも頭を悩ましておるわけです。これをばつたり割り切つてさうだと言つたところ、さういふ今までむずかしいところはなかなかいきませんから苦心しておるのではありません。それから代弁済のお話だと思ひますが、これは広島県で一件あつたばかりであります。組合の不振、それに関連して使ひ込みがあつたというやうなことであります。これはたしか二十九年だつたと思ひます。

○東隆君 今の場合ですね、前の場合ですが、同一の村で、しかも市街地に開拓農協の事務所ができてゐるわけですね。それで北海道のやうな場合には既設の農協の中に開拓農協が机をおいて、そして仕事をやつてゐるという

やうなところは割合にうまく行つてゐる。ところが同じ市街地に、中心部に開拓農協の事務所をこしらえて、そしてあつても張り合ふやうな形ではおるのがあります。で、私はこのやうなものも指導のやり方によつては一緒にやれるのではないかと思ひますけれども、経済部とそれから農地部との関係でこれがみんな違つた形になつておるわけですね。そういうやうなことを考へますと、協同組合の指導という関係からいつて、これにやはりまとまつて行かなければほんとうの開拓はできぬと思ひますが、既設の農協といかにしてマッチして行くかと、こういう問題を一つ考へて行かなければならぬと思ふのですが、まあこの点はいいわけですね。そこで私はこれもやはり農地金融関係の問題ですが、おそらく開拓農家は資産もその他何もないのでして、今農地担保金融の問題なんかも問題になつてゐるのですが、一番先きにやらなければならぬのは開拓農家になつてゐるのです、実際から言へば……そこで開拓農家の関係の組合員に対して農地担保の金融なんというものはお考へになつておるのですか。

○政府委員(渡部伍良君) 当然開拓者といへどもその恩恵に均霑させなければならぬ、こういうふうな考へております。ただし御承知のように、開拓者の初めの分は中金資金、それから補助金等が行つておりますので、相当営農が確立して、もう自力でやらなければいかぬという場合に、そういう問題が起つて来るのじやないかと思ひます。すなわち六、七年以上上つた場合に、そういう問題が起つてくるのじやないかと思ひます。

○東隆君 これは何ですか、開拓農地金融なんですね。開拓者資金融通法という法律と、それから開拓者融資保証法、この二つの関係は非常にその関係があると思うのですが、その場合に、短期融資の場合もおかつ保証法でもってやって行こうというわけですか。長期融資の場合は保証法で行くというのではないかと思うのですが、短期融資の場合もこの保証法で行くのですか。

○政府委員(渡部伍良君) 長期、すなわち大農機具であるとか、家畜等は開拓者資金でやって、いわゆる流動資金に相当するものをこの保証法でやってやるわけでありまして、

○東隆君 そうすると、私の考えておるのは逆なんですね。

○政府委員(渡部伍良君) そうです。

○東隆君 そうすると、これは開拓者に結局もう少し長期の資金を融通するときは、前の開拓者資金融通法でもってやるわけですが、その場合に何を担保にするか、信用がないわけですから、その場合にどういう方法で融資をするのですか。

○政府委員(渡部伍良君) これは開拓者は特に担保はない、しかし国の食糧増産の關係等から、どうしても開拓政策を執行しなければならぬというので、開拓者の營業の基本が確立するまでは、これは無担保で当然必要な資金、あるいは助成をやることにいたしました。流動資金の方は、これはその間はもちろんでありますが、それ以後についても開拓者は、既農家の中にも十分でない人がもちろんあるわけでありまして、開拓者の方は入植してから日がながいというので、特別に信用保証制度というものを考えたのであります。すなわちやはり信用力が既農家ほどできていないというところにその理由があるわけでありまして、

○東隆君 そうすると、結局開拓者は長期の資金を融資しない、そうして短期の資金は保証法で融資をするのだと、こういう関係が出てきますね、開拓者資金融通法というものは国が信用を創設して貸してやるわけですね、貸してやるのだけれども事実上はないのだから、資金の融通をするときには短期の資金として、保証法までこしらえて融通をしてやるのだ、だから長期の資金は開拓者には行かないのだと、そういうことは出てきませんか。

○政府委員(渡部伍良君) これは開拓者を創設するときには、開拓者には信用がないのだから、国が全責任を持って、国の開拓者資金融通法は特別会計でありまして、特別会計から国の損失負担において貸してやるわけですね。ところが信用保証法というものは開拓者が金融機関から借りる場合の保証をしてやる、こういうわけですね。従って短期資金は国の責任において国が融通してやる、こういうことでもあります。

○東隆君 私はこの保証法というものは、かえって長期の資金に当ってはめるべきものであつて、これは金利は少し高いから實際のことを言えは不合理ですけれども、保証法によつて長期の資金が出て行くという態勢をとるべきであつて、短期の資金はこれこそ国が貸してやればよい、こういう形が出てくるわけですね。それからもう一つ、農地担保の金融關係の法律は名前を変えて出るようですが、その場合でも私は土地を担保にして金を融通するなんとい

うのは、これは問題だらうと思う。その土地を処分をして払わなければならぬということになれば、農業をやめなければならぬということになる、私はこれは問題だらうと思うのです。それからそういうような場合に何かほかに信用をつける方法があるかと思うのです。たとえば今の農業協同組合による生命共済であるとか、あるいは火災共済であるとか、あるいはいろいろな方法によつてやることもできるし、それから昔の農業動産信用法という法律によつて、購入した動物そのものを保険に入れることによって金融の対象にすることができるとし、いろいろな方法があるかと思う。そういうような方法を考へて行くべきものであつて、それをやらないうちに土地という生産手段を担保に入れてしまつて、それをなくしてしまつたのではこれは問題にならぬ。開拓の場合には私はその点を考へていつて、そして大きな既設の農協に連繋をとつて、そして信用条件を附与すべきじゃないか、こういう考へ方を持つて、この大へん外にそれをしてしまつてはどうか、という考へ方の方ができますが、どうですか。

○政府委員(渡部伍良君) 今の開拓者はまだ熟知もされてないし、信用も少いから、全責任を持つてその基本を造成する金を政府が出す、ほかからではそういう金はちよつと出て来ないのじゃないかと思ひます。極端な言葉で言へば無一文の人にみづてんで金を貸す、こういうことになりまして、従つて開拓者の、先ほど質問がありましたが、かりに農地担保制度が実施された場合均額するか、こういう問題であります。これは基本はそういう国の施設でやる、流動資金は信用保証でやりますが、さらに規模を拡大し、経営を改善して行きたい場合は、そういうある程度既耕化した土地を持つて来て、これでそういう金を貸してくれといった場合に、それを拒否する理由はない、こういう意味でやれば同等に扱わなければならない、こういうふうに考へるのであります。

○東隆君 私は今の場合の考へ方は何かというと、非常に短期の金を貸すから問題だと思ふのです。私は一応金を融通したものは、これは満期の場合なんかよりも、あれよりもっと長い期間でもって借りる、こういう態勢を作らんければ、なかなか開拓なんか進むものじゃない、基礎的な条件が一つも備わらないで生産を上げるということではできないのです。基礎的な条件に対して金を長期に、しかも安い何でもって貸す、こういう態勢にまゝ行つた方が私はいいのじゃないかと思ふのです。これは全然違ふのです、今のやり方は……資金の融通の仕方が非常に短期にやつて、そして助成金の形でやつては……、そうでなく、かえつて長期に資金を貸して、それによつて行くというやり方をやつて行かなければ、経営なんかの基礎的な条件というものは備わらぬ。私は開拓者の方面においてはそういう考へ方が今出て来てもいいのじゃないか、こう思つておるわけでありまして、

○政府委員(渡部伍良君) 現在の開拓入植者に対する金のつけ方が少いじゃないか、不十分じゃないか、この点は全く同じで、これは最初に、たとえば簡単な例を申し上げますと、土壤改良なら土壤改良、タンカルを一定のペーハーのところは一ぺんに三百貫入れなければいけないところを、金が少いゆゑに、あるいは補助が少いために五十貫入れる、あるいは百貫入れる。三年間百貫入れば同じじゃないかというのですが、それぞれ同じことしか出て来ない。そういう問題があるので、これらについてはできる限り予算を増加する方法を交渉しておりますが、なかなか過去数年の例が実績になつておりまして突破できません。ことし確かにできたのは、乳牛の導入の頭数が開拓資金で八百頭から三千頭くらいに増す。あるいは家屋の補助等について多少色がついたという程度で、これは根本問題として残つております。これは全く同感です。これはちよつと悪いと思ふのですけれども、機械開墾についてまあ示唆を与えたわけですが、示唆によりまして、はつきり出てくるわけですね。今大蔵省とそれを中心にして、今までの開拓政策が足りなかつた一つの理由は、極端な話が、たとえばあるポケット・マネーを持つて行つた人は非常に成功しているわけですね。国から助成をもらつただけでは足りない。それで県によつては、たとえば入植するのには最低三十万円持たなければ入植選考にかけない。これは愛知県の場合ですが、そういうこともやつております。しかし、そういうことをやつておつたのでは、金がない人はいつまでたつても入植できないという問題がありますので、そういう問題を根本的に考えなければならぬのではないかと、今大蔵省と議論中でございまして、これはことしの予算には間に合いませんけれども、どうしても解決しな

ければならない問題ではないか、そういう面では御趣旨御同感でございます。

○清澤俊英君 旧軍用地などにだいたい開拓が入ったのですが、それがまた駐留軍や飛行場の拡大等だいたい取り上げられた人が方々に出ておりますが、現在取り上げられたのはどれだけあるか、今取り上げられようとしておるものはどれだけあるか、その処理はどういうふうな処理をしなければいけないか、これを一つ早急に資料を出して下さい。

○委員長(江田三郎君) それでは本日はこれで散会いたします。

午後四時十四分散会

五月二十日予備審査のため、本委員会に左の案件を付託された。

一、農林漁業金融公庫法の一部を改正する法律案

二、自作農維持創設資金金融通法案

農林漁業金融公庫法の一部を改正する法律案

農林漁業金融公庫法の一部を改正する法律案

農林漁業金融公庫法(昭和二十七年法律第三百五十五号)の一部を次のように改正する。

第四条中「四百五十六億七千万円を」「五百五十一億七千万円」に改め、「第三十二条第五項」の下に「及び第六項」を加える。

第十八条第一項第八号中「災害復旧」を「改良、造成、復旧又は取得」に改める。

第三十二条に次の一項を加える。

6 第三項の規定による日本開発銀

行の貸付金は、政令で定めるものを除く外、政令で定めるところにより、政令で定める時期において返済されたものとなるものとし、その返済されたものとされた日本開発銀行の貸付金の額に相当する金額が、当該時期において、政府の産業投資特別会計から公庫に對し出資されたものとする。

別表第八号貸付金の種類の欄中「災害復旧」を「改良、造成、復旧又は取得」に改め、同号利率の最高の欄中「年七分」を「年七分五厘」に改め、同号据置期間の欄中「一年」を「三年」に改める。

附 則

1 この法律は、公布の日から施行する。

2 農林漁業金融公庫法第四条の改正に伴い政府から出資すべき九十五億円の金額は、昭和三十年度において出資するものとする。

3 改正後の農林漁業金融公庫法第三十二条第六項の規定により同条第三項の規定による日本開発銀行の貸付金が返済されたものとなつたときは、日本開発銀行の資本金の額及び政府の産業投資特別会計からの日本開発銀行に対する出資金の額は、それぞれ、当該時期において、その返済されたものとされた日本開発銀行の貸付金の額に相当する金額を減少するものとする。

4 農林漁業金融公庫が農林漁業金融公庫法第三十二条第一項の規定により承継した債権及びこれに附随する権利義務について、日本開発銀行は、政令で定める時期まで

に、政令で定める金額を農林漁業金融公庫に支払わなければならない。

自作農維持創設資金金融通法案
自作農維持創設資金金融通法
(目的)

第一条 この法律は、農地及び採草放牧地が農業経営の基盤であり、かつ、農業者がこれらの土地を所有することがその農業経営の安定を図るための要件であることにかんがみ、農地若しくは採草放牧地を取得し、自作地若しくは自作採草放牧地を維持し、又は自作地若しくは自作採草放牧地の細分化を防止しようとする農業者に對し、農林漁業金融公庫がこれに必要な資金を長期かつ低利で貸し付けることにより、農業者の経営の安定を図ることを目的とする。

第二条 農林漁業金融公庫(以下「公庫」といふ)は、前条の目的を達成するため、農地(農地法(昭和二十七年法律第二百二十九号)第二条第一項に規定する農地をいふ。以下同じ)又は採草放牧地(同項に規定する採草放牧地をいふ。以下同じ)を抵当として徴し、次の各号に掲げる者で、第五条第一項の都道府県知事の認定を受けたものに對し、それぞれ当該各号に掲げる資金の貸付を行う。

一 その耕作又は養畜の事業に供している農地又は採草放牧地の面積、生産力等の条件及びその家族労働力等の農地経営能力を考慮して、農地又は採草放牧地の面積を増加しなければその経営の安定を確保することができないと認められる農業者に對し、その者がその経営の安定を確保するに要する農地又は採草放牧地を取得するのに必要な資金

二 小作地(農地法第二条第二項に規定する小作地をいふ。以下同じ)又は小作採草放牧地(同条第三項に規定する小作採草放牧地をいふ。以下同じ)につき耕作又は養畜の事業を行う者に對し、その者がその小作地又は小作採草放牧地を取得するのに必要な資金

三 共同相続人のうち遺産に關する農地又は採草放牧地について耕作又は養畜の事業を行おうとする者に對し、その者が、他の共同相続人からその農地又は採草放牧地に係る相続分の譲渡を受けるのに必要な資金その他遺産の分割によるその農地又は採草放牧地の細分化を防止するのに必要な資金

四 疾病、負傷、災害その他省令で定めるやむを得ない理由により資金を必要とする農業者で、その自作地(農地法第二条第二項に規定する自作地をいふ)又は自作採草放牧地(同条第三項に規定する自作採草放牧地をいふ)を売り渡す等その農業経営に著しい支障を及ぼすことなしに当該資金を調達することが困難と認められるものに對し、これにあてゐるための資金

(貸付条件)
第三条 前条の規定による貸付金(以下「貸付金」といふ)の利率は、年五分五厘、その償還期間は、十五年以内とする。

2 貸付金の償還は、割賦償還の方法によるものとする。ただし、資金の貸付を受けた者(その者の一般承継人を含む)(以下「借受人」といふ)は、貸付金について、いつでも繰上償還をすることができ

3 公庫は、前項の規定にかかわらず、次の各号の一に該当する場合には、借受人に對し、いつでも貸付金につき償還を請求することができる。

一 借受人が正当な理由がなくて六月以上元利金の支払を怠つたとき。

二 借受人が貸付金を貸付の目的以外の目的に使用したとき。

三 当該貸付金を担保するため設定された抵当権の目的たる農地又は採草放牧地につき、借受人が耕作又は養畜の事業をやめたとき。

四 前各号に掲げる場合の外、借受人が正当な理由がなくて契約の条項に違反したとき。

(貸付金額等の決定)
第四条 公庫は、第二条の規定による資金の貸付を行う場合には、貸付の申込をした者につき、次条第一項の農業経営安定計画を參照して、貸付金額及び償還期間その他の貸付条件を定めなければならない。

(都道府県知事の認定)

第五条 第二条の規定による資金貸付を受けようとする者は、省令で定める手続に従い、農業経営安定計画を作成し、これを申請書に添え、都道府県知事に提出して、当該貸付を受けることが適当である旨の都道府県知事の認定を受けなければならない。

2 前項の農業経営安定計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

- 一 農業経営の状況
- 二 資産及び負債の状況
- 三 収入及び支出の状況
- 四 収入及び支出の改善措置の概要
- 五 前号の措置に必要な資金の額及び調達方法
- 六 貸付金の使用計画及び償還計画
- 七 その他省令で定める事項

3 都道府県知事は、第一項の規定により申請書の提出があつたときは、次の各号の要件をみたす場合に限り、同項の認定をするものとする。

- 一 申請者が農業に精進する見込があること。
- 二 農業経営安定計画が適正であり、申請者がこれを達成する見込が確実であること。
- 三 申請者が農業経営安定計画を達成するためには、当該貸付を受けることが必要であること。

(都道府県知事の指導)

第六条 都道府県知事は、借受人に対し、その農業経営安定計画の達成につき必要な指導をすることができる。

附 則

1 この法律は、公布の日から施行する。

2 農林漁業金融公庫法(昭和二十七年法律第三十五号)の一部を次のように改正する。

第一条に次の一項を加える。

2 農林漁業金融公庫は、前項に規定するものの外、自作農維持創設資金融通法(昭和三十年法律第 号)に基づき、農業者に

対し、農地若しくは採草放牧地を取得し、自作地若しくは自作採草放牧地を維持し、又は自作地若しくは自作採草放牧地の細分化を防止するのに必要な資金を融通することを目的とする。

第十八条第三項中「第一項に掲げる業務を」と第一項及び前項に規定する業務」とに改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3 公庫は、第一項に規定する業務の外、自作農維持創設資金融通法(以下「融通法」という)第二条に規定する資金の貸付の業務を行う。

第二十九条第二項中「この法律の下に」又は「融通法を加える」

第三十条第二項第一号中「この法律に基く命令又はこれらの法令に基いてする主務大臣の命令」を「若しくは融通法又はこれらの法律に基く命令」に改める。

五月二十一日日本委員会に左の案件を付託された。

一、漁港法改正等に関する請願(第三四六号)

一、岩手県大船渡漁港修築工事施行に関する請願(第三五二号)

一、林政刷新に関する請願(第三五三号)

一、伝食研究所設置に関する請願(第三五四号)

一、大井川農業水利事業促進に関する請願(第三六六号)

一、桑園の凍霜害対策に関する請願(第三六七号)

一、高知県安芸漁港築造に関する請願(第三七〇号)

一、さばきん着網漁業の集魚灯使用解禁に関する請願(第三八〇号)

一、鳥類保護に関する請願(第三九〇号)

一、長崎県の漁港修築工事着工促進に関する請願(第三九一号)

一、桑園の凍霜害対策に関する請願(第三九二号)

一、福島の福島県養蚕組合連合会内 佐藤善太

紹介議員 石原幹市郎君

この請願の趣旨は、第三六七号と同じである。

第三九一号 昭和三十年五月十三日受理
長崎県の漁港修築工事着工促進に関する請願
請願者 長崎県知事 西岡竹次
紹介議員 秋山俊一郎君 藤野繁雄君 西岡ハル君

長崎県は全国一の長い海岸線と大小合せて三百港に近い漁港を有し近海に豊富な漁場があつてその生産高も全国の十一パーセントを占めている現状であるが、第一次漁港整備計画に基いて、昭和二十六年以来着工されている二十一港の修築工事にもかかわらず一港が完成をみただけであり、このような状況では、第二次漁港整備計画の着工さえ見透しがつかず本県の基幹産業である水産業の発展上遺憾に堪えないから、第二次漁港整備計画箇所、五十港の早期着工の実現を図られたいとの請願。

第三九〇号 昭和三十年五月十三日受理
鳥類保護に関する請願
請願者 東京都千代田区永田町 衆議院構内日本林業協会内 大村清一外六名

紹介議員 横川 信夫君
調査材料収集等の目的で現在民間に依頼して行われている霞網による小鳥の捕獲はその弊害が多いから禁止せられたいとの請願、狩猟法令に違反して捕獲した有益鳥獣はこれを譲渡し、又は譲受けることはできないことになつていて、さらにこれらの加工品の譲渡、譲受けることも禁止して徹底した取締りができるように措置せられたいとの請願。

第三八〇号 昭和三十年五月十二日受理
さばきん着網漁業の集魚灯使用解禁に関する請願
請願者 山口県下関市大和町六 水産会館内 天野那治
外二十一名

紹介議員 青山 正一君

西部日本海海区におけるさばき漁場の実態は、昼間全く魚群の浮上を見ないため、その操業は昼間からつばら夜間操業に変わつてきているが、多数の中型まき網漁船(いわしきん着網漁船)が法令に違反して、いわしと称して集魚灯の使用を禁止されているため、集魚灯の使用を禁止されているさばき着網漁船は漁獲不能の状態であり、業者は窮境に陥りつつあるから、さばき着網漁船に対しすみやかに集魚灯使用解禁の措置を講ぜられたいとの請願。

第三七〇号 昭和三十年五月十二日受理
高知県安芸漁港築造に関する請願
請願者 高知県安芸市長 仙頭宣清

紹介議員 寺尾 豊君
高知県安芸漁港は、目下第二次漁港整備計画のわく内にあるが、安芸市の海岸線は延長十六キロメートルに及んでおり、その間の住民のほとんどは漁業をもつて生計をたてているため、漁船の数も年々増加して、台風その他非常時における船舶の始末には誠に困惑している実情であるから、早急に同漁港築造の実現を図られたいとの請願。

第三六七号 昭和三十年五月十二日受理
桑園の凍霜害対策に関する請願
請願者 福島県議会議長 渡辺鉄太郎

紹介議員 木村 守江君
本年四月二十日、二十三日の両日県下一帯に強烈な凍霜害をこうむり、これがため春蚕繭の減収は三十一万一千貫、その見積金額四億八千二百万円と推定され、被害農家は昭和二十七年以降引き

続く災害による経済的打撃からいまだ回復を見ないところに重ねての災害によつて一層これが加重されるに至り、農家経済に及ぼす影響はまことに深刻であり憂慮にたえない実状にあるから、これが救済のため、(一)速効性肥料購入費助成、(二)病虫害防除薬剤購入費助成、(三)農業共済金の概算払実施、(四)夏秋蚕種購入費助成、(五)営農資金の貸出し、(六)被害町村に対する交付税交付金の増額、(七)被害農家に對する所得税の軽減又は免除等の措置を講ぜられたいとの請願。

第三五六号 昭和三十年五月十一日

受理

大井川農業水利事業促進に關する請願

請願者 静岡縣小笠郡菊川町 青山勝一

紹介議員 小林 武治君

國營大井川農業水利事業に伴う大井川右岸用水(小笠用水)幹線末端端渠工事区域は、四千町歩に及ぶ広大な区域であり、地形がきわめて複雑であるにもかかわらずいまだ調査が未完成であるから國營工事の進み方とにら合せてその調査計画等がすみやかに実施できるより特に三十年度において調査費の予算化を図られたいとの請願。

第三五五号 昭和三十年五月十一日

受理

伝食研究所設置に關する請願

請願者 福島縣双葉郡浪江町双葉畜産農業協同組合

長 堀川八百七十四名

紹介議員 木村 守江君

馬匹に對する最大の脅威として知られている伝染性貧血は、戦後ますます蔓延しつつあるが、現在の小規模な研究

業績の集計ではいかんともしがたく、わが國の畜産業及び農業經營上憂慮すべきものがあるから、恒久的総合研究施設を完備した國立伝食研究所を設置し、これが救済を図られたいとの請願。

第三五三号 昭和三十年五月十一日

受理

林政刷新に關する請願

請願者 宮城縣仙台市東三番丁六二番藤報恩会内宮城

県林業団体連絡協議会

内 高橋進太郎

紹介議員 吉野 信次君

わが國の森林資源と國家需給の情勢にかんがみ森林生産の効果をあげるとともに國土の保全を期するため、(一)山林は分割相続から除外して森林所有の零細化を防止すること、(二)相続税、固定資産税は免除して所得税を課し、木材引取税は廃止すること、(三)森林審議會設置の単位を森林区とすること、(四)造林補助金を増額すること、(五)立木伐採の届出を二十日前に改めること、(六)國有林野整備の措置を図ること等について特別に配慮せられたいとの請願。

第三五一号 昭和三十年五月十一日

受理

岩手県大船渡漁港修築工事施行に關する請願

請願者 岩手県大船渡市長 森田子之助外一名

紹介議員 千田 正君

岩手県大船渡漁港は、三陸漁場に近接する天然の良港として古くから各地漁船の根拠地、避難港として知られているところであるが、漁港施設に見るべ

きものがないため、近年各種漁業の進歩発達に伴う船体の大型化、各地漁船の入港増加等によつて、最早や三種漁港としての使命を果たすことが困難となつてゐる現状であるから、すみやかに本漁港の修築工事を國庫補助により施行せられたいとの請願。

第三四六号 昭和三十年五月十一日

受理

漁港法改正等に關する請願

請願者 山口県下関市大和町三〇山口県下関水産事務所

局内 江熊哲翁外十四名

紹介議員 青山 正一君

南洋、北洋はもと論、太平洋、印度洋にも海洋漁船がすでに出漁し、とくに南水洋への捕鯨船も三船団の出漁が実現している上、南洋かつおまぐろ並びに北洋さけます漁船の近代母船式船団の出漁が種々考慮されているほどの水産國日本でありながら、これら大型漁船団を包容するにたる大規模漁港が皆無の現状であるため、その不利不便はなほだしく、水産業の振興発展を阻害しているから、漁港が水産業発展の基盤であるにかながみ、すみやかに漁港法を改正して、本邦重要漁港である三種漁港のうち、とくに水揚高において抜群であり、かつその消費地及び漁船の利用度においても全国的である大漁港はこれを特別重要漁港とするより新たに規定を追加制定することとに、これら漁港に對する整備事業は、國の直轄事業として全額國費をもつて実施せられたいとの請願。

昭和三十年五月三十日印刷

昭和三十年五月三十一日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局